

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。栃木県教育委員会では、本県の将来を担う子どもが豊かな心をはぐくむための施策の一つとして位置付けており、平成16年2月に「栃木県子どもの読書活動推進計画」を策定して以来、平成21年3月には第二期計画を策定し、家庭、地域、学校を通じた社会全体での推進を目指し、さまざまな取組をすすめてまいりました。

過去10年間の推進を通じて、子どもの読書活動推進計画策定市町の増加、子どもの読書活動推進に関わる読書ボランティアの増加など、市町をはじめ、関係機関・団体の皆様の御理解と御協力のおかげをもちまして、県内の推進体制作りにおいて多くの成果を得ることができました。

このたび、第一期、第二期計画の成果と課題を踏まえ、新たに第三期計画を策定いたしますが、本計画をもって本県の子どもの読書活動推進のためのより一層の環境整備に努めてまいりたいと考えております。県民の皆様におかれましては、それぞれのお立場で計画に参画いただき、子どもたちが本との出会いを通じて得たものを心の糧とし、自らを成長させ、豊かな人生を実現することができるよう、お力をお貸しくくださいますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました栃木県子どもの読書活動推進計画策定部会の委員の皆様をはじめ、子どもたちと本をつなぐ橋渡し役として日々子どもの読書活動の推進に携わる関係各位に心より御礼を申し上げます。

平成26年3月

栃木県教育委員会教育長
古澤利通

目 次

第1部 基本的な考え方	
第1章 計画の趣旨	1
第2章 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）」の成果と課題	3
第3章 子どもの読書活動推進の基本方針	12
第2部 栃木県における子どもの読書活動推進のための方策	
第1章 家庭における子どもの読書活動の推進	15
第2章 地域における子どもの読書活動の推進	
1 図書館、公民館、児童館等における読書活動の推進	18
2 読書ボランティア等民間団体等の活動に対する支援	22
第3章 学校等における子どもの読書活動の推進	
1 幼稚園・保育所における読書活動の推進	24
2 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進	25
(1) 児童生徒の読書習慣の確立	25
(2) 教科及び教科外における読書活動の充実	27
(3) 教職員の意識高揚	28
(4) 障害のある子どもの読書活動の支援	30
(5) 学校図書館等の整備・充実	31
第4章 子どもの読書活動推進体制の整備	
1 本県における推進体制の整備	34
2 図書館間等の連携・協力の推進	35
3 読書ボランティア等民間団体等の連携・協力の促進	36
第5章 子どもの発達の段階に応じた効果的な取組の推進	
1 子どもの発達の段階に応じた読書活動の推進	37
2 高校生の読書活動の推進	38
第6章 啓発・普及・広報活動の推進	
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・普及・広報活動	40
2 各種情報の収集・提供	40
3 優れた取組の奨励・優良な図書を紹介	42
4 総合的な啓発活動の推進	43

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の趣旨

1 子どもの読書活動の重要性

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）にとって、読書とはどのような意義があるのでしょうか。

- ◆ 私たちは、何かを考え伝えるとき言葉を使います。読書を通じて多くの言葉を知るとは、自分の思いをより確かに、正しく伝えることにつながります。
- ◆ 先人の知識や知恵は、文字・活字として書物に記されてきました。読書は知識や情報を獲得する手段であり、子どもたちは文字や言葉を得ることで、知を体系化し論理的に物事を考えることができるようになります。
- ◆ 本との出会いは、新しい考えや未知の文化に触れる機会となります。読書によって、一人の人生では体験できない出来事や、会うことができない人の考えを知ることができます。
- ◆ 優れた本は読む者に感動をもたらします。読書によって感情を揺さぶられることで、子どもたちの豊かな感性や情緒がはぐくまれます。
- ◆ 読書は個人的な営みですが、本から得た感動や発見を伝え合うことで、人と人のふれあいを生み出すことができます。また、他者とのコミュニケーションを通じて自らの思索を深めることができます。
- ◆ 読書を通じて得た言葉や考えは、創造力の源であり、子どもたちが未来を力強く切り拓き、主体的に社会の形成に参画していく力となります。

このようなことから、子どもにとって読書とは、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、なくてはならない大切な活動であると言えます。

2 子どもの読書活動に対する国・県の推進状況

【国の状況】

国においては、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。さらに、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」が成立し、平成20年3月には、「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。同年6月には「社会教育法等の一部を改正する法律」が成立し、2010年を「国民読書年」とすることが国会決議で定められました。

また、平成18年12月には教育基本法が改正され、翌平成19年6月には、「学校教育法」が改正されました。学校教育法では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、第21条第5号に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と掲げられています。

「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」期間中においては、図書館法の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされ、平成25年5月には、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

【栃木県の状況】

栃木県では、平成16年2月に「栃木県子どもの読書活動推進計画」を策定して以来、平成21年3月に第二期計画を策定し、県内のすべての子どもが、あらゆる機会や場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むための環境の整備を目指し、様々な事業を行ってきました。また、県内市町においても、平成25年3月現在で26市町中17市町が「市町村子どもの読書活動推進計画」を策定し、それぞれの特色・強みを活かした取組を進めています。

3 計画の位置付けと目的

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）、及び「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月17日閣議決定）に基づき、「栃木県子どもの読書活動推進計画」第一期・第二期の成果と課題を踏まえながら、県内の子どもの読書活動推進のためのより一層の環境整備を目指し、県の施策の方向性を総合的・体系的に示すものです。
- (2) 子どもの読書活動の推進は、栃木県教育振興基本計画「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の中でも、子どもたちの豊かな心と健やかな体をはぐくむための重要施策と位置付けられています。また、栃木県生涯学習推進計画四期計画「新・とちぎ学びかがやきプラン」においても、豊かな感性や情緒をはぐくむ子どもの読書活動を重視し、未来へつなぐ人づくりの視点から子どもの発達段階に応じた取組を推進しています。
「栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）」では、「子どもにとって読書とは、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、なくてはならない大切な活動である」との理解の下、「とちぎ教育振興ビジョン」の基本理念である「とちぎの子どもたちを自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていける人間に育てます。」に基づき、計画の目的を「読書を通じて人間として成長し、豊かな人生を実現する子どもをはぐくむ」と定めます。

目的 「読書を通じて人間として成長し、豊かな人生を実現する子どもをはぐくむ」

- (3) 栃木県では、上記の目的を達成するよう本計画に基づき子どもの読書活動を推進します。また、市町や関係機関においては、県との連携・協力の下に、継続して積極的な施策の推進を期待するとともに、関係団体をはじめとする県民の主体的な活動の促進と県内の社会的気運の醸成を図ります。

4 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年間とします。



第2章 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）」の成果と課題

この章では、「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）」の成果と課題及び計画策定後の子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化等についてまとめます。

1 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）」の概要

「栃木県子どもの読書活動推進計画（第一期）」の成果と課題を踏まえ、平成21年3月に「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）」を策定しました。計画期間中は、「とちぎの未来を拓く人づくりのために」をスローガンに様々な関係事業を行いました。

第一期計画（平成16～20年度）

【基本目標】 (1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進 (2) 子どもの読書活動を推進するための基盤及び連携・協力体制の整備・充実 (3) 子どもの読書活動の推進に関する社会的気運の醸成	
【成果】  <ul style="list-style-type: none"> ・*ブックスタートの取組市町の割合増加 ・公立図書館・公民館図書室の児童図書の間年貸出冊数の増加 ・1か月間の平均読書量の増加 	【課題】  <ul style="list-style-type: none"> ・学齢が進むにつれ、不読率が増加 ・市町の子どもの読書推進にかかわるボランティア数の伸び悩み

第二期計画（平成21～25年度）

【目標】 ○ 子どもの読書活動の重要性を認識して、本県の子どもの読書活動の推進状況や国の動向を踏まえ、県内のすべての子どもがあらゆる機会や場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むための環境整備を推進する。 ○ 市町や関係機関の積極的な取組や、県民をはじめ関係団体等の主体的な活動を促進する。
【基本方針】 (1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進 (2) 子どもの読書活動を推進するための連携・協力体制の整備 (3) 子どもの読書活動の推進に関する理解と関心の普及

〈指標の設定〉（平成20年3月 → 平成26年3月）

指標1 市町の子どもの読書推進にかかわるボランティア数
1,837人→3,500人以上

指標2 1か月間の平均読書量（まんがや雑誌を除く）
小5：4.87冊→6冊以上 中2：2.38冊→3冊以上 高2：1.42冊→2冊以上

指標3 「市町村子どもの読書活動推進計画」策定市町の割合
35.5%→100%

〈用語解説〉

* ブックスタート

司書、保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を保護者に説明しながら、赤ちゃんに絵本等を手渡す活動。

■ 第二期計画中の主な取組

栃木県子どもの読書活動推進協議会 【継続】 ※一期からの継続（以下同）	関係機関、民間団体等の関係者で構成する協議会を設置し、推進方策について検討するとともに、計画の進行管理を行った。
市町・学校等子どもの読書推進担当者会議 【拡充】	「市町村子どもの読書推進担当者会議」を拡充し、市町や学校における推進体制の整備や具体的な事業、啓発・広報等についての情報交換や協議を行った。
県立学校図書館研究協議会 【継続】	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校司書を中心とした協力体制の推進のため、担当者による研究協議を行った。
*親学習プログラムの開発と普及 【新規】	子どもの読書活動の普及に関わるプログラムを新しく追加し、様々な学習機会での活用を図った。
「*家読（うちどく）」推進事業 【新規】	家読おすすめ本を掲載した啓発資料（「家読@とちぎ」）を全小・中学生に配付し、資料に掲載された図書のセット貸出を行った。また、周知と関係者の協議・情報交換を目的とした「家読推進フォーラム」を開催した。
読書ボランティア等活動交流会 【拡充】	「読書ボランティア活動交流会」を拡充し、読書ボランティアばかりでなく、公立図書館や学校等の担当者も交えた情報交換や協議を行った。
読書ボランティア指導者の養成・派遣 【継続】	各地で活躍する読書ボランティアに対する相談に応じるなど、指導者・助言者として活躍できる人材を養成し、要請に応じて派遣した。また、平成25年度からは、指導者同士のネットワーク構築を目的とした交流会を実施した。

〈用語解説〉

* 親学習プログラム

子育てに必要な知識やスキルについて、保護者同士が身近なエピソードやワークを通じて話し合い交流しながら主体的に学ぶ、参加体験型の学習プログラム。



* 家読（うちどく）

家族間でおすすめの本を紹介し合ったり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族のコミュニケーションを図り家族の絆を深める取組。

2 「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）」の成果と課題

第二期計画の設定指標から、成果と課題を検証します。

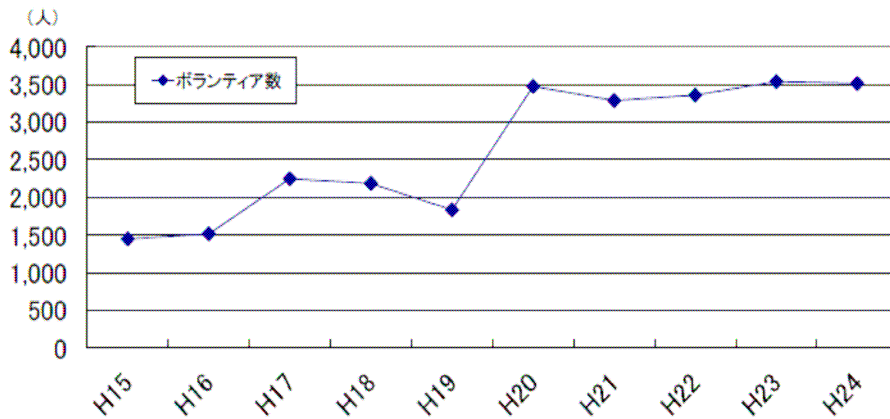
指標1：市町村の子どもの読書活動推進にかかわるボランティア数

<p>【成果】 </p> <p>目標値を達成。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《基準：H19年度》 《H24》 《H25目標》 1,837人 → 3,516人 3,500人</p> </div>	<p>【課題】 </p> <p>活動を円滑に行い、より活性化していくために学習機会の充実や情報提供等の支援が必要。</p>
--	---

<第一期から第二期にかけての経年変化>



◆市町村の子どもの読書活動推進にかかわるボランティア数（人）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
ボランティア数	1,451	1,519	2,250	2,188	1,837	3,477	3,289	3,361	3,541	3,516



H24「子どもの読書活動の推進に関する実態調査」（栃木県教育委員会）より

指標2：1か月の平均読書量

<p>【成果】 </p> <p>小中学生の読書量について目標値を達成。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1か月の平均読書量：平均読書冊数 《基準：H19年度》 《H24》 《H25目標》 小学生 4.87冊 → 7.85冊 6冊 中学生 2.38冊 → 3.73冊 3冊 高校生 1.42冊 → 1.28冊 2冊</p> </div> <p>参考値：1か月に本をほとんど読まない 児童・生徒の割合（不読率）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>《H19年度》</th> <th>《H24》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>7.9%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>16.9%</td> <td>22.8%</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>39.0%</td> <td>59.5%</td> </tr> </tbody> </table>		《H19年度》	《H24》	小学生	7.9%	9.8%	中学生	16.9%	22.8%	高校生	39.0%	59.5%	<p>【課題】 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の読書量について目標値が未達成。 ・ 1か月に本をほとんどを読まない子どもの割合（不読率）が減っていない。 ・ 小学生は読書量が増えている一方で不読者も少なくない。多読者と不読者の二極化傾向が見られる。
	《H19年度》	《H24》											
小学生	7.9%	9.8%											
中学生	16.9%	22.8%											
高校生	39.0%	59.5%											

<第一期から第二期にかけての経年変化>

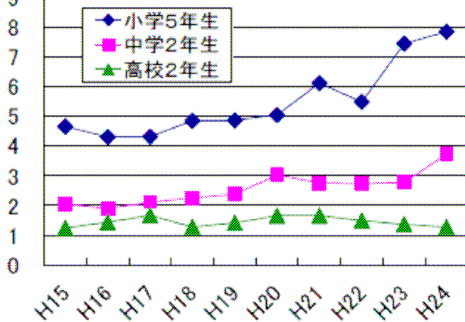
◆ 1か月間の平均読書量（まんがや雑誌を除く）：平均読書冊数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学5年生	4.66	4.31	4.32	4.85	4.87	5.05	6.12	5.49	7.45	7.85
中学2年生	2.05	1.89	2.12	2.26	2.38	3.03	2.76	2.74	2.78	3.73
高校2年生	1.25	1.44	1.67	1.28	1.42	1.66	1.66	1.5	1.37	1.28

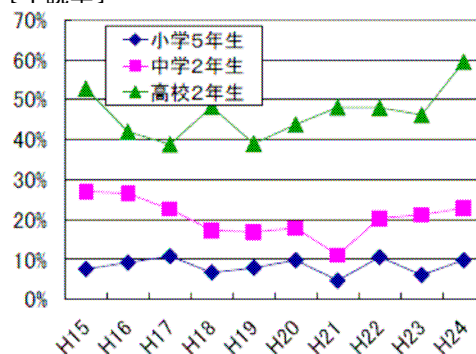
◆ 1か月間にほとんど読まない児童・生徒の割合：不読率

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学5年生	7.6%	9.2%	10.8%	6.7%	7.9%	9.8%	4.7%	10.6%	6.1%	9.8%
中学2年生	27.0%	26.5%	22.6%	17.3%	16.9%	17.8%	11.1%	20.3%	21.2%	22.8%
高校2年生	52.8%	42.0%	38.8%	48.2%	39.0%	43.8%	48.1%	48.0%	46.2%	59.5%

[平均読書冊数]
(冊)



[不読率]



調査対象者数(人)
小 642
中 588
高 566

H24「子どもの読書活動に関する実態調査」(栃木県教育委員会)より

指標3：「市町村子どもの読書活動推進計画」策定市町の割合

【成果】

市町の推進計画の策定率の上昇。



《基準：H19年度》	《H24》	《H25目標》
策定市町数 11	→ 17	26
割合 35.3%	→ 65.3%	100%

- ・市の策定率 78.6% (14市中 11市が策定)
- ・町の策定率 50% (12町中 6町が策定)

【課題】

目標値の策定率100%は未達成。

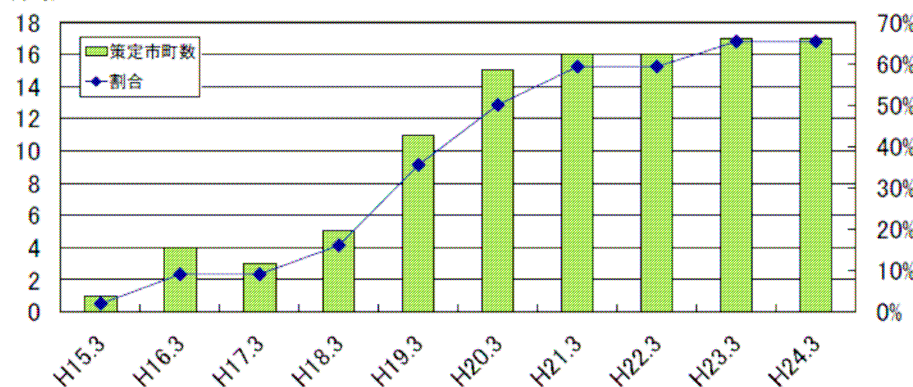


<第一期から第二期にかけての経年変化>

◆ 「市町村子どもの読書活動推進計画」策定市町数とその割合

年月	H15.3	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3
策定市町数	1	4	3	5	11	15	16	16	17	17
割合	2.0%	9.1%	9.1%	16.1%	35.5%	50.0%	59.3%	59.3%	65.3%	65.3%

(市町)



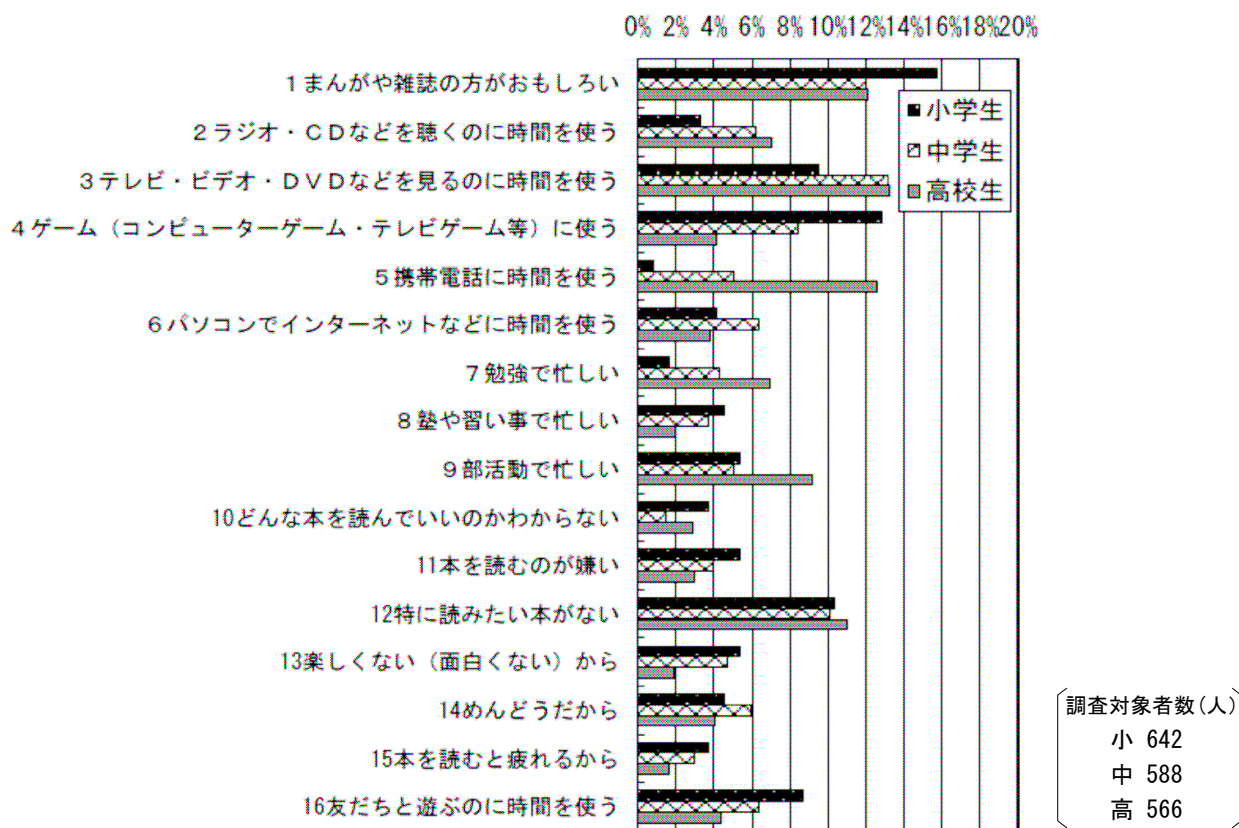
H24「子どもの読書活動の推進に関する実態調査」(栃木県教育委員会)より

3 第二期計画策定後の子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化等

第二期計画策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書環境を取り巻く情勢にも変化が見られます。ここでは、計画を推進する上で留意するべき点を整理します。

(1) 子どもの読書離れをめぐる状況

- 栃木県の子どもが本を読まない理由
 ー「あなたが本を読まない理由はなんですか。」（複数回答）



H24「子どもの読書活動に関する実態調査」（栃木県教育委員会）より

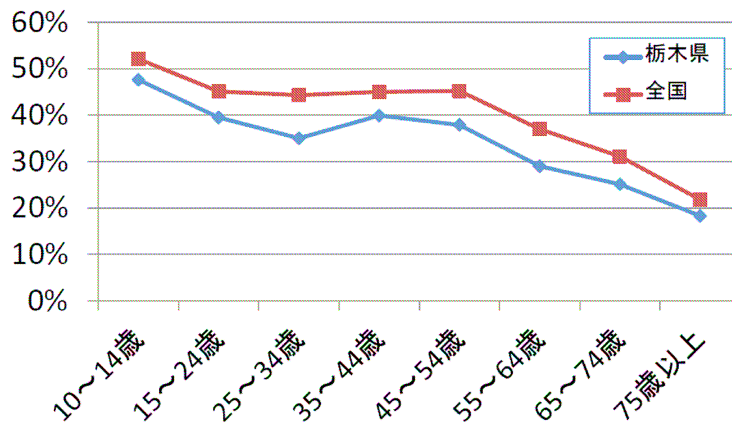
「子どもの読書活動に関する実態調査」では子どもたちが本を読まない理由について調査を行っていますが、調査結果によると、小学生、中学生、高校生ともまんがや雑誌への関心が高かったり、テレビ、ビデオ、DVDなどを見ることに時間を使ったりする傾向が強くなっています。一方で「本を読むのが嫌い」と回答する子どもの割合は少なく、「特に読みたい本がない」と答える子どもの割合が多い傾向にあることから、読みたくなるような本を紹介することが働きかけとして有効だと考えられます。

また、学校段階が進むにつれ、「勉強で忙しい」という回答の割合が多くなり、「部活動で忙しい」という回答と合わせ、子どもたちの多忙な生活の様子をうかがうことができます。さらに高校生については、「携帯電話に時間を使う」という回答の割合が非常に高くなっています。

「栃木の子どもの生活状況調査報告書」（栃木県総合教育センター 平成22年3月）によると、携帯電話を持っている高校生が携帯電話を使う時間は一日平均2時間半との結果もあります。

携帯電話については、近年スマートフォンが普及し、従来の通話やメール等での利用からインターネット接続機器としての利用が増えています。「平成25年度青少年のインターネット・リテラシー指標等」（総務省）によると、スマートフォンを保有する青少年の割合は平成24年で59%、平成25年で84%と急激に増加しており、スマートフォンを2時間以上使用する青少年は56%との調査結果も報告されています。インターネットを利用する青少年の中には、電子書籍等での読書をしている層も含まれることが推察され、こうした情報環境の変化が子どもたちの読書にもたらす影響について、今後、注視していく必要があります。

■ 県民の読書活動の状況
 ー 読書を趣味とする人の割合



H23「社会生活基本調査」(総務省)より

総務省の「社会生活基本調査」によると、読書を趣味とする人の割合について、本県はすべての年代で全国平均より数値が低くなっています。特に、20代半ばから30代半ばの世代の読書離れが顕著ですが、この世代は小さな子どもを持つ親世代にあたります。調査は趣味の読書に限定しているため、この層が必ずしも子どもの読書活動に理解と関心がないとは言えませんが、大人に読書の習慣がなく、家庭において子どもの身近に本がない環境があることがうかがえます。

子どもは、身近な大人から読み聞かせや本の紹介をされたり、読書をする大人の姿を見たりすることで、読書意欲を高めることから、子どもだけではなく、県民全体に読書活動の意義や重要性を広めていく必要があります。

（2）図書館を取り巻く情勢の変化

【県立図書館】

平成23年、県立図書館の今後のあり方を検討するため、外部有識者等で構成された「栃木県立図書館あり方検討委員会」が設置され、将来的に果たすべき県立図書館の役割・機能について検討が行われました。その結果、目指すべき基本理念を「とちぎの“知”の拠点」とし「“とちぎ”のことなら何でもわかる図書館」、「県内図書館をリードする中核的図書館」、「県民の課題解決のための図書館」の3つを変革の柱とする報告が平成24年1月に出されました。この報告では、県立図書館は読書活動推進センター機能として、指導者の養成や学校図書館等関係機関とのネットワークを強化する等の具体的な取組が示されました。

【市町立図書館】

市町村合併が進み、平成20年4月時点での31市町（14市17町）から、平成25年4月には、26市町（14市12町）となっています。

合併によって市町の図書館設置率は上昇しましたが、子どもたちの生活圏に図書館が充分ある訳ではありません。市町によっては、管内に複数の分館やサービスポイントを設置したり、移動図書館を運行したりするなど、子どもが図書館サービスを利用することができる拠点作りも行われています。更には、図書館と学校との連携を進める等、地域の実情に合わせ、子どもが実際に図書館の本を手にとることができる環境の整備がさらに求められます。

■ 県内図書館設置状況の変化

- ・平成20年4月 設置市町24 未設置市町7（31市町中） 設置率77.4%
- ・平成25年4月 設置市町22 未設置市町4（26市町中） 設置率84.6%

※平成26年4月5日以降、栃木市と岩舟町の合併により 設置市町22未設置市町3（25市町中）設置率88%



■ 図書館の整備

5年間で7館が整備されました。

- ・小山市立図書館間々田分館 平成21年4月（新設）
- ・芳賀町図書館（芳賀町総合情報館） 平成21年10月（新設）
- ・宇都宮市立南図書館 平成23年7月（新設）
- ・那珂川町小川図書館 平成23年9月（移転）
- ・栃木市図書館西方分館 平成24年4月（市町村合併により、公民館図書室から図書館に転換）
- ・塩谷町図書館 平成24年4月（新設）
- ・大田原市立大田原図書館（トコトコ大田原） 平成25年12月（移転）

このうち、宇都宮市立南図書館は児童・青少年サービスに重点を置いた新館として開館し、学校への支援や連携の拠点となる「学校支援室」を設置しています。

■ 運営形態の変化 ～指定管理者制度導入の状況～

- ・平成20年4月 指定管理者制度導入館：1館
- ・平成25年4月 指定管理者制度導入館：26館

■ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正

平成20年の図書館法改正及び、社会の変化や新たな課題への対応の必要性等を受け、平成24年12月に図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正が行われました。

この基準で図書館は、知識基盤社会における地域の情報拠点として、また読書活動の振興を担う機関として、地域の実情に即した運営に努めることが求められています。児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の多様な利用者に対応したサービスの充実、基本的運営方針並びに指標、目標及び事業計画の策定・公表、学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供に努めることも規定されました。

また、図書館の設置者は、司書及び司書補の確保並びに資質の向上に留意しつつ、管理運営体制の構築に努めるものとし、図書館の管理を他の者に行わせる場合には、管理者との緊密な連携により、事業の継続的・安定的な実施等が確保されることが求められています。

（3）学校を取り巻く情勢の変化

■ 新学習指導要領の全面实施

文部科学省では、教育基本法、学校教育法の規定にのっとり、平成20年1月の中央教育審議会の答申を踏まえ、平成20年及び21年に学習指導要領の改訂を行いました。

今回の改訂では、「生きる力」の育成を目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視した内容となっています。

■ 読書活動の充実に関する改訂の要点

【小学校・中学校】 ～小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から実施～

「目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視して改善を図る。また、日常的に読書に親しむために、学校図書館を計画的に利用し必要な本や文章などを選ぶことができるように指導する。」

学習指導要領解説国語編（小学校・中学校）より

【高等学校】 ～平成25年度入学生から年次進行で実施～

「学校図書館や地域の図書館などと連携し、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うなど、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成することや、情報を使いこなす能力を育成することを重視して改善を図る。」

学習指導要領解説国語編（高等学校）より

（４）子どもの読書活動推進に関する調査研究の進展

■ 子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書

独立行政法人国立青少年教育振興機構が子どもの頃の読書活動が成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果などについての初めての調査研究を行い、平成25年2月「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査報告書」として下記のとおり報告されました。

- 子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」の全てにおいて、現在の意識・能力が高い。
- 子どもの頃の読書活動と体験活動の両方が多い成人ほど、現在の意識・能力が高い。
- 子どもの頃に「本を読んだこと」や「絵本を読んだこと」などの読書活動が多い成人や、現在までに「好きな本」や「忘れられない本」があると回答した成人は、1か月に読む本の冊数や1日の読書時間が多い。

（報告より抜粋）

これによって、子どもの頃の読書が成人になってからの様々な意識・能力の高さにつながることで、子どもの頃に培った読書習慣が生涯にわたる読書習慣につながることで明らかになりました。

■ 公立図書館と学校の連携に関する調査研究報告書

平成22年度に栃木県総合教育センターと宇都宮大学生涯学習教育研究センター（現・地域連携教育研究センター）の共同研究として、県内の公立図書館と公立学校との連携の現状や県内外の先進的な事例についての調査が行われ、図書館と学校が連携を行うことの意義や、地域の教育力の向上を目指した効果的な連携のあり方等について報告されました。

これによると、アンケートの回答があった県内公立図書館36館のうち、97%が学校に出向いての読み聞かせ、図書の貸出、司書教諭の研修などを実施しており、学校からの回答では、小学校73%（全国平均※以下同：69%）、中学校52%（36%）、高等学校15%（34%）、特別支援学校で64%（33%）で連携事業が実施されていることが明らかになりました。高等学校以外では、いずれも全国を上回る結果となっており、今後の高等学校での連携の推進が課題となっています。

同調査によると、連携事業の中で児童生徒への読み聞かせ等についてボランティアが多く関わっていることも示されており、図書館、学校、ボランティアの三者の連携による子どもの読書活動推進が本県で広がっていることが明らかになりました。

報告書では、今後の推進方策として学校と図書館のオンライン化や図書の配送システムの整備の一元化、学校と図書館の関係をコーディネートする人材の配置、学校の情報やニーズの図書館への組織的提供の必要性等が提言されています。

子どもの読書活動を推進する際に、こうした調査研究の結果を有効に活用することが望まれます。

第3章 子どもの読書活動推進の基本方針

1 基本方針

二期計画の成果と課題を受け、基本方針と目標を次のとおりとし、その実現を目指してより一層の推進に努めます。

方針1 家庭、地域、学校等の連携・協力による読書活動の推進

【目標】家庭、地域、学校等がそれぞれの役割に応じて子どもの読書活動推進に取り組むとともに、これまでに培った連携・協力体制を発展させ一層の推進を目指します。

〔主な取組〕

- 総合的な連携・協力体制の整備
- 家読（うちどく）等による家庭に向けた読書活動の推進
- 読書活動推進センターとしての県立図書館「読書活動支援室」の充実
- 読書ボランティアの活動発展のための支援
- 市町の推進計画策定への働きかけ

方針2 子どもの発達の段階に応じた取組の推進

【目標】子どもたちが生涯にわたる読書習慣を身に付けていけるよう、家庭・地域・学校等が連携・協力し、それぞれの発達の段階での効果的な取組の実践を進めます。また、子どもたちが成長の過程でそれぞれに適した本を手にとることができるよう環境整備に努めます。

〔主な取組〕

- 効果的な取組に関する情報の収集と普及
- 高校生の読書活動の推進
- 図書館、学校等における環境整備
- 子どもの読書活動推進を担う大人への学習機会の提供
※「親学習プログラム」普及・定着事業、図書館等職員研修、学校図書館研修 等

方針3 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進

【目標】子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもと直接関わる大人はもとより、広く県民の間に理解と関心を深めるよう努め、子どもの自主的な読書活動を推進する気運の醸成を図ります。

〔主な取組〕

- 「子ども読書の日」を中心とした全県的な啓発広報の実施
- 県で推進する運動等と連携した県民への総合的な啓発活動
- 県の「子ども読書活動推進ホームページ」からの情報提供の充実

2 指標の設定

子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。この指標の達成状況を把握し、計画の進行管理を行っていきます。

指標1 子どもの読書活動推進計画策定市町の割合

基準:H24	H30目標
65.3% (26市町中17市町)	100%

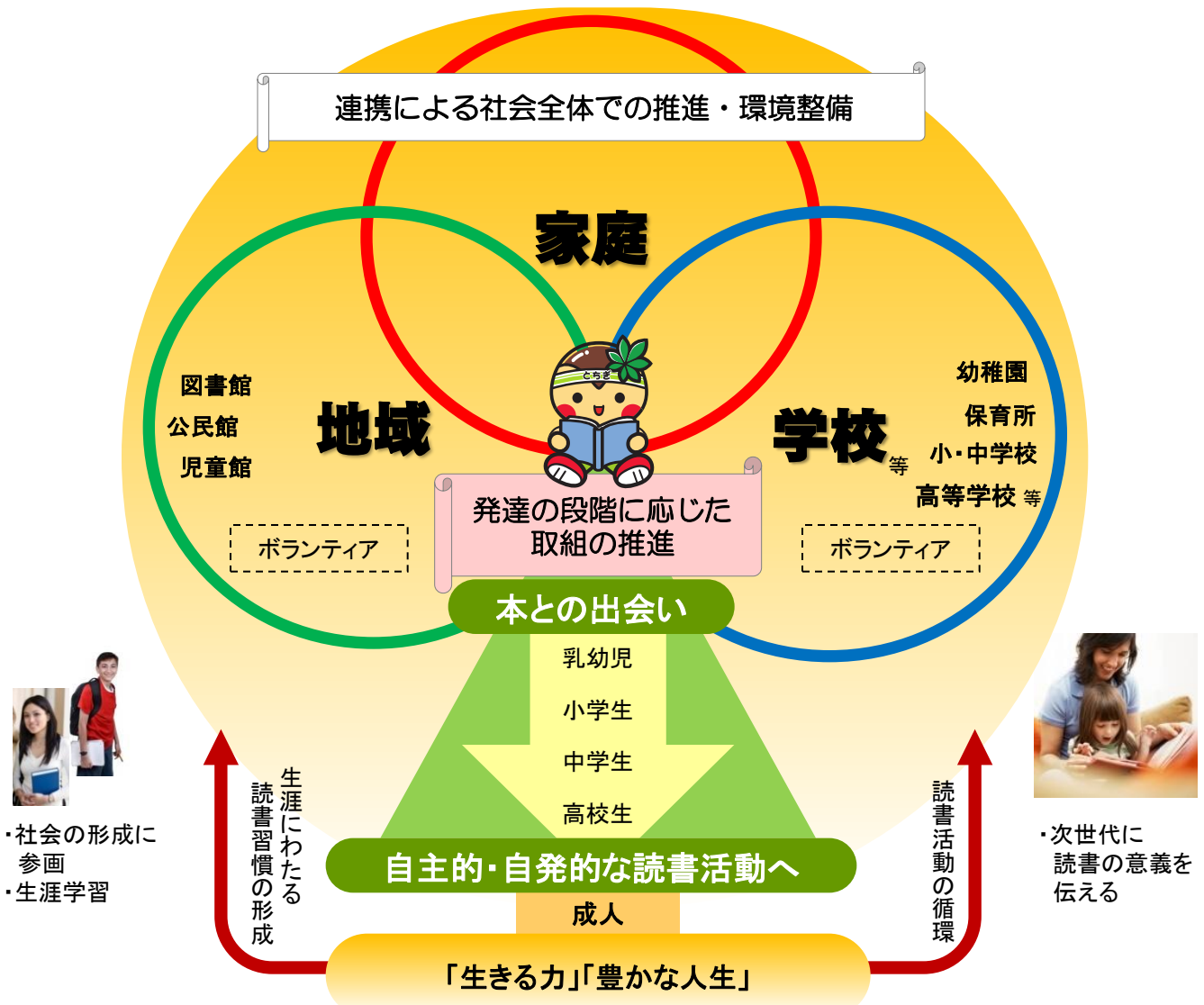
指標2 1か月に本をほとんど読まない児童・生徒の割合（不読率）

	基準:H24	H30目標
小学生	9.8%	8%以下
中学生	22.8%	18%以下
高校生	59.5%	45%以下

栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）

【目的】

「読書を通じて人間として成長し、豊かな人生を実現する子どもをはぐくむ」



方針1 家庭、地域、学校等の連携・協力による読書活動の推進

【目標】 家庭、地域、学校等がそれぞれの役割に応じて子どもの読書活動推進に取り組むとともに、これまでに培った連携・協力体制を発展させ一層の推進を目指します。

方針2 子どもの発達の段階に応じた取組の推進

【目標】 子どもたちが、生涯にわたる読書習慣を身に付けていけるよう、家庭・地域・学校等が連携・協力し、それぞれの発達の段階での効果的な取組の実践を進めます。また、子どもたちが成長の過程でそれぞれに適した本を手にとることができるよう環境整備に努めます。

方針3 子どもの読書活動の推進に関する理解の促進

【目標】 子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもと直接関わる大人はもとより、広く県民の間に理解と関心を深めるよう努め、子どもの自主的な読書活動を推進する気運の醸成を図ります。

第2部 栃木県における子どもの読書活動推進のための方策

第1章 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活をとおして形成されるものです。保護者は読書の意義を理解し、子どもが読書に親しむきっかけ作りに努めるとともに、読書が子どもの生活の中に位置付けられるよう配慮していく必要があります。

保護者と読書の楽しさを共有することで、子どもは自然に読書に親しむようになります。家庭においては、読み聞かせをしたり、本の感想を話し合ったりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すための働きかけが望まれます。

現状と課題

乳幼児健診等の場を活用して絵本の紹介や読み聞かせ等を行うブックスタート事業が市町に普及し、幼い頃から本に親しむことの大切さについての家庭の理解も進んでいます。読み聞かせを行ったり、小さな子どもを図書館に連れて行ったりする家庭がよく見られるほか、「家読（うちどく）」と呼ばれる子どもと大人がともに読書を楽しむ取組が県内で広がりつつあります。

一方で、社会が急激に変化する中、経済的な問題や生活のストレスから家庭生活に余裕がなく、子どもの読書活動に関心を向ける精神的・時間的なゆとりのない保護者も見られます。保護者に読書の習慣がなく、本が身近にない環境で育つ子どもも存在し、全ての家庭で読書の意義が理解されるよう啓発に努める必要があります。

また、家族の形態や個々のライフスタイルが多様化する中、生活時間のすれ違い等による家族のコミュニケーションの希薄化が指摘されています。家庭における読書活動の取組は家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

これまで各種啓発資料の配布のほか、家読（うちどく）の普及啓発を目的としたフォーラムを開催したり、家庭教育支援や子育て支援の場で学習機会を提供したり、様々な機会をとおして家庭における読書活動の重要性について理解の促進を図ってきましたが、今後も引き続き家庭への働きかけが必要です。

〔施策の方向〕

(1) 啓発資料等による家庭の理解の促進

- ① 家庭教育に関する啓発資料の中で読書の重要性について掲載し、保護者の理解の促進に努めます。
- ② 幼児教育センター（総合教育センター内）で発行している情報誌「おうち」に、幼児期の読み聞かせの大切さを親に伝える記事や、子どもと読みたい絵本の紹介などを掲載し、保護者の理解の促進に努めます。

(2) 学習機会の提供による家庭の理解の促進

- ① 乳幼児期・思春期等、子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する講座や、図書館や公民館での親子を対象にした読み聞かせの会等を通じ、家庭における理解の促進が図られるよう市町と連携・協力し、取組の拡充を目指します。
- ② 「親学習プログラム アレンジ版」の「第5章読書のすすめ」等、読書活動に関わるプログラムを様々な学習機会を活用します。
- ③ *家庭教育オピニオンリーダー研修において、子どもの読書活動の重要性等について学ぶ機会を設け、その後の家庭教育オピニオンリーダーの行う家庭教育支援活動を通じて親の理解の促進を図ります。
- ④ P T A指導者研修等において、子どもの読書活動の重要性等について学ぶ機会を設け、P T A活動を通じて親の理解の促進を図ります。

〈用語解説〉

* 家庭教育オピニオンリーダー

家庭教育の情報や学習機会の提供、相談活動等を積極的に行い、地域に根ざした家庭教育支援ができる指導的立場の者。

(3) ブックスタート等活動の促進

- ① 育児教室、乳幼児健診等の機会を活用し、絵本の紹介・配付や子どもへの読み聞かせを行うことにより、子どもがよりよく絵本と出会うための接し方について親が学ぶ機会を作るよう市町に働きかけます。また、*セカンドブック事業等、先進的な事例についての情報収集に努め、関係者に情報提供します。
- ② 読み聞かせボランティアや*母子保健推進員等の地域組織に対し、絵本の紹介や読み聞かせ等についての協力が得られるよう働きかけます。

(4) 家読（うちどく）等、子どもと家族による読書活動の推進

家読（うちどく）等、家庭内で大人と子どもがともに取り組む読書活動を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
「親学習プログラム」普及・定着事業 【継続】	多くの親が集まる機会を利用し「親学習プログラム」を活用、実践することを通じて「親としての学び」を支援する。	生涯学習課 総合教育センター
「思春期の子どもを理解するために」による啓発 【継続】	小学校6年生の保護者を対象に、家庭教育の重要性や思春期の子どもとの接し方等についてのリーフレット「思春期の子どもを理解するために」をホームページ上に掲載する。	生涯学習課
情報誌「おうち」の作成・配付 【継続】	幼児教育等に関する情報を提供する情報誌「おうち」を作成し、幼稚園・保育所などを通して、3歳～5歳の子をもつ家庭に配付する。	幼児教育センター (総合教育センター内)
家読（うちどく）推進事業 【継続】	家読用におすすめの本を掲載した啓発資料「家読@とちぎ」を小・中学生に配付するほか、学校等へ掲載図書セット貸出を行う。また、優れた実践事例等を紹介するフォーラムを開催することで、学校や図書館等の関係者や家庭への理解と普及に努める。	生涯学習課
家庭教育オピニオンリーダー研修 【継続】	社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている中、家庭教育の情報や学習機会の提供、相談活動を積極的に行い、地域に根ざした家庭教育支援ができるリーダーを養成する。	生涯学習課 総合教育センター
P T A指導者研修 【継続】	P T A活動をより一層促進するため、単位P T Aの指導的役割を果たしている保護者及び教職員を対象に、P T Aの今日的な役割等の研修を行い、指導者としての資質の向上を図る。	生涯学習課 各教育事務所
ブックスタート等活動に関する情報提供 【継続】	市町に対し、ブックスタート等活動に関する情報を提供し、活動の促進を図る。	生涯学習課 (こども政策課)

〈用語解説〉

* セカンドブック事業

ブックスタートのフォローアップとして、3歳児健診や小学校入学時等子どもたちの発達の節目に再び本を手渡す事業。

* 母子保健推進員

地域母子保健の向上のため、市町長に委嘱され、育児サークル活動や健康診査への支援、家庭訪問等の活動を行うボランティア。

■ 啓発資料の例

- ・ 幼児教育に関する情報誌「おうち」（幼児教育センター）



- ・ 家読（うちどく）啓発資料「家読@とちぎ」（生涯学習課）



（小学生版）

（中学生版）

第2章 地域における子どもの読書活動の推進

1 図書館、公民館、児童館等における読書活動の推進

図書館の役割

図書館は、社会教育施設として、地域の住民に対し、幅広い関心に応じた資料や情報の提供を行うことで読書活動を支援していますが、特に子どもに対しては、その発達の段階に配慮した取組が必要です。図書館は、他の図書館との連携・協力の他、県、市町、学校、ボランティアと連携・協力しながら、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担います。

■ 県立図書館と市町立図書館の役割

- ・ 県立図書館は、県の中核的図書館として市町立図書館の支援・補完を行います。
- ・ 市町立図書館は、地域住民の身近な図書館として、多くの子どもたちが本を手にすることができるよう、地域の実情に合わせた取組を行うことが期待されます。

■ 図書館サービスにおける子どもの読書活動推進の要点

<資料の収集と提供及び環境整備>

- ・ 絵本や児童書、*YA（ヤングアダルト）向け図書その他、子どもの本や読み聞かせ等の技法に関する知識や情報を得るための資料を収集し、提供します。
- ・ 窓口やフロアで本を紹介したり、子どもが読みたい本を自分で見つけたりすることができるよう、排架や展示を工夫します。
- ・ 発達の段階に応じたブックリストの作成等、図書の紹介を行います。
- ・ 子どもが本の世界の楽しみを知るきっかけとするため、子どもや保護者を対象にした絵本の読み聞かせの会や講座等を行います。
- ・ 障害のある子どもが、その障害の状況や発達段階に応じて読書に親しむことができるよう、大活字本や録音資料、手話や字幕入り映像資料、さわる絵本等の収集・提供を行います。
- ・ 子育て中の親が図書館を気軽に利用できるよう環境整備に努めます。
- ・ 子どもたちは日常の行動範囲が限られるため、分館の設置や移動図書館で巡回を行う等、子どもたちが実際に本を手にする機会の増加を図ります。

<人材育成>

- ・ 児童サービスについて専門的な知識を持った司書等を育成します。

<学校、読書ボランティア等への支援>

- ・ 学校図書館との連携・協力体制を強化し、図書セットの長期貸出を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し、読み聞かせ等の取組を行うよう努めます。
- ・ 読書ボランティア等に対し、活動の機会や場所を提供するとともに、それらの活動を円滑に行うための学習機会を提供します。

公民館・児童館の役割

公民館は地域住民の身近な学習拠点や交流の場となる施設であり、*児童館は、健全な遊びをとおして、子どもの健康や情操をはぐくむ施設です。いずれも、地域の子どものために、図書のコーナーの設置や読み聞かせ等の活動が行われ、子どもたちが読書に親しむきっかけづくりの役割を果たしています。

<用語解説>

* YA（ヤングアダルト）

中高生など、「もはや自分を子どもとは思っていないのに、社会は大人とは認めてくれない」人々（アメリカ図書館協会ヤングアダルト図書館サービス協会より）を指す。

現状と課題

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも身近なところに本があり、読書に親しむことができる環境を整備することが大切です。特に誰もが自由に利用できる図書館は、充実した資料と設備を整え、専門的な知識と技術を習得した職員を育成する必要があります。

県立図書館は、県民すべてを対象とする読書活動推進センターとして、関係機関と緊密に連携し、市町立図書館の状況等を把握し、きめ細かな支援を行うことが望まれます。また、子どもの読書活動推進関係者を支援するため平成25年2月に設置された「読書活動支援室」の一層の充実が求められています。

市町立図書館については、市町村合併の影響もあり設置率は上昇しましたが、子どもたちの身近なところに必ずしも図書館がある訳ではありません。地域の実情に合わせ、子どもが実際に本を手にとることができる環境の整備が求められています。図書館が設置されていない市町では、公民館内の図書室がその役割を果たしています。

また、児童館等では、読み聞かせやお話し会などの実施が増加しており、子どもの読書活動への理解が広がりつつあります。これらの施設では、ボランティア等の協力も得ながら、子どもの読書に関する行事や講座等を実施しています。

地域のあらゆる場所で読書に親しむことができるよう、公民館や児童館等での取組の一層の充実が期待されるとともに、図書館はこれらの関係施設との連携を図ることが必要です。

〔施策の方向〕**(1) 読書活動推進センターとしての県立図書館の充実**

- ① 県立図書館は、読書活動支援室を設置し、県民の読書活動推進における中心的役割を果たします。
- ② 読書活動支援室を活用し、子どもの読書活動に関わる図書館関係者・学校関係者・地域のボランティア等への情報提供と支援を行うとともに、連携の強化を図ります。
- ③ 子どもの読書活動に関わる資料の整備・充実を図ります。
- ④ 図書館の利用の仕方や資料の探し方など、図書館利用に関する講座を開催します。
- ⑤ 心身の障害を理由に来館することが困難な子どもに、郵送貸出により資料の提供を行うとともに、とちぎ視聴覚障害者情報センターの点字図書館等との連携・協力を努めます。
- ⑥ 子どもの読書に関する様々な情報を収集し、*レファレンスサービスを提供します。
- ⑦ 国際子ども図書館が主催する専門的研修等に計画的に参加し、子どもの読書活動推進に関する職員の資質向上に努めます。
- ⑧ 子どもの読書活動に関する調査・研究を行い、先進的な取組の県全体への普及を図ります。

〈用語解説〉*** 児童館**

健全な遊びを通して、子どもの豊かな情操を養い、健康の保持・増進を図る施設。午前中は乳幼児や保護者のふれあいの場として、午後は小・中学生の子ども遊び場として利用されている。

*** レファレンスサービス**

情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助を指す。

(2) 県立図書館から市町立図書館への支援の充実

- ① 子どもが身近な市町立図書館等で県立図書館の本を借りることができる協力体制をさらに充実するなど、市町立図書館等の支援に努めます。
- ② 県内の図書館の所蔵資料を一括して検索できる「栃木県図書館総合目録」の一層の利用促進に努めます。
- ③ 市町立図書館等職員の資質の向上のため、児童サービス研修をはじめとした各種研修会を栃木県公共図書館協会と連携して実施します。

(3) 公立図書館の整備・充実の促進

- ① 住民に身近な公立図書館の果たす役割の重要性について、図書館未設置市町が認識を深めるよう働きかけ、図書館設置の気運の醸成を促します。
- ② 市町立図書館の図書資料の整備や職員の配置については、地方交付税により措置されているため、各市町において計画的な整備が図られるよう促します。

(4) 児童館等における読書に親しむ活動の充実

- ① 読書ボランティアとの連携などによる児童館・*地域子育て支援拠点等における読み聞かせやお話し会などの充実を市町に働きかけます。
- ② *放課後児童クラブ指導員研修において、子どもの発達の段階に応じた読書活動の重要性等を学ぶ機会を設けるなど研修内容の充実を図り、放課後児童クラブにおける読書活動の充実につなげていきます。
- ③ *母親クラブや児童館等を活動拠点とする*子育てサークル等において、乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせやお話し会の重要性について、理解の促進を図ります。

(5) 公民館等における読書に親しむ活動の充実

- ① 読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図るため、公民館における子どもの読書に関わる行事や講座等の充実を図るよう、栃木県公民館連絡協議会と連携して市町に働きかけます。

(6) その他の社会教育に関わる施設での取組の推進

- ① 総合教育センターでは、子どもの体験活動を促進する事業の中で子どもが本と触れ合う機会を設け、読み聞かせや良書の紹介等を行います。また、センター内の「栃木県生涯学習ボランティアセンター」では読書ボランティアの紹介を行います。

〈用語解説〉

* 地域子育て支援拠点

子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援、育児講座等を行い、子育て中の親子が地域で集える場所。

* 放課後児童クラブ

児童館や学校の余裕教室などに設置され、昼間、保護者のいない小学生を対象に遊びの指導などを行いながら、児童の健全育成を図っている。

* 母親クラブ

子どもの健全育成を願って地域ぐるみでボランティア活動を行う組織。親子及び世代間の交流・文化活動、児童の事故防止活動、児童養育に関する研修活動などの様々な活動に取り組んでいる。

* 子育てサークル

子育て中の親子や子育ての経験者などにより自主的に組織された団体。参加者相互の情報交換や親子のレクリエーションなどを行いながら、子育てについての不安や悩みの解消を行っている。

〔関連施策・事業等〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動支援室の充実 【新規】	読書ボランティアや学校関係者等、子どもの読書活動推進関係者に対し、情報提供・支援を行う。また、先進的な取組の研究及び普及を図る。	県立図書館
子どもの読書活動に関わる資料の整備・充実 【継続】	子どもの読書活動推進関係者を支援するため、必要な資料の整備・充実を図る。	県立図書館
中高生世代を対象とした取組の紹介 【継続】	図書館におけるYAサービスや学校における読書指導及び図書館活動の参考となる先進的な取組の紹介を行う。	県立図書館
図書館活用講座 【継続】	図書館の基本的な利用の仕方や資料検索など、図書館利用に関する講座を開催する。	県立図書館
専門的な職員の養成 【継続】	国際子ども図書館の主催する専門的研修等に計画的に職員を派遣し、子どもの読書活動推進に関わる職員の資質の向上に努める。	県立図書館
図書館等職員研修 【拡充】	図書館等職員、学校図書館関係者の資質の向上を目的とした研修を行う。	県立図書館 (栃木県公共図書館協会)
「栃木県図書館総合目録」の利用促進 【継続】	県内の図書館の所蔵資料を一括して検索できる「栃木県図書館総合目録」の利用を促進する。	県立図書館
「学びの杜～ふれる・つくる・考える～」 【継続】	「ふれる」「つくる」「考える」を合い言葉に、子どもたちの豊かな体験活動を応援する。	総合教育センター
児童館・児童クラブ職員研修 【継続】	児童館や放課後児童クラブの指導員に対してクラブ運営に関する知識や遊びの指導等の研修を実施することにより職員の資質の向上を図る。	こども政策課 (栃木県児童館連絡協議会)

■ 栃木県立図書館



■ 読書活動支援室（栃木県立図書館内）



2 読書ボランティア等民間団体等の活動に対する支援

読書ボランティアの役割

*読書ボランティアが地域の図書館や学校等で読み聞かせ等の活動を行うことによって、地域や家庭での読書の意義の普及や県や市町が行う読書活動推進の取組への支援が期待されます。

現状と課題

読書ボランティアは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、市町立図書館、公民館、コミュニティセンター、幼稚園、保育所、学校等で行われている子どもが読書に親しむ様々な取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

県内全体での読書ボランティア数は増加しており、各地で活発な活動が行われています。こうした活動をより一層充実させ、地域において子どもが読書に親しむ機会の拡大を図るためには、活動に関する情報の提供や学習機会の充実が求められています。

〔施策の方向〕

(1) 活動の充実を図るための支援

- ① 読書ボランティアと活動場所である図書館や学校等との連携を推進します。
- ② 読書ボランティアがその活動状況についての情報交換や課題を協議する交流会等を設けることで、活動の活性化を図ります。
- ③ 「*子どもゆめ基金助成金」等、国の助成制度等の周知に努め、活用を奨励します。
- ④ 県立図書館は、子どもの読書活動の推進に有効な情報の収集・提供を行います。
- ⑤ 県立図書館は、読書ボランティアや学校関係者等、子どもの読書活動推進関係者に対し、情報提供・支援を行う読書活動支援室の利用を促します。
- ⑥ 活動の場として、県立図書館等県有施設の利用を促進します。市町に対しても、域内の図書館、児童館、公民館等の利用促進を働きかけます。

(2) 学習機会の提供

- ① 読書ボランティアや関係者が集まる機会に、有識者や実践者等の講演や、優れた取組の紹介等を行います。
- ② 市町に対しては、地域で活動するボランティアの実情に合わせた学習機会を提供する意義の普及に努めます。
- ③ 総合教育センターは、ボランティア全般に関する研修等を通じて、地域や学校におけるボランティア活動の充実に努めます。
- ④ 県立図書館は、一定の経験を積んだ読書ボランティアを対象に、活動に関する実践的アドバイスをを行う指導者の養成を目的とした「子どもの読書ボランティア指導者養成講座」を実施します。
- ⑤ 県立図書館は、養成した指導者を派遣し読書ボランティアの学習機会の充実に図ります。
- ⑥ 県立図書館は、読書ボランティア指導者のネットワーク化及び資質の向上のため、子どもの読書ボランティア指導者交流会やフォローアップ研修を実施します。

〈用語解説〉

* 読書ボランティア

この計画中では、子どもの読書活動の推進に関わるボランティア（個人・団体）の総称とする。読み聞かせや本の紹介等のほか、学校図書館の環境整備に携わる活動等を行う。

* 子どもゆめ基金助成金

民間団体が行う子どもの読書活動の振興を図る活動などへの国の助成金。基金は独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されている。

(3) ボランティアセンターへの登録促進

- ① 「栃木県生涯学習ボランティアセンター」をはじめとする、県及び市町のボランティアセンターへの登録や、図書館・学校等の各施設の読書ボランティアとしての登録を促進することにより、ボランティア活動の場の確保に努めます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
ホームページ等による情報提供 【継続】	子どもの読書活動の推進状況や各団体の取組情報、子どもに薦めたい本等の情報を収集し、ホームページ等により提供する。	県立図書館 生涯学習課
読書活動支援室の充実（再掲）	読書ボランティアや学校関係者等、子どもの読書活動推進関係者に対し、情報提供・支援を行う。また、先進的な取組の研究及び普及を図る。	県立図書館
読書ボランティア等活動交流会 【継続】	各地域で活動する読書ボランティアが、活動の場である図書館や学校等の関係者ととともに情報交換や活動の課題に関する協議を行うことで、関係者同士のネットワークの構築を目指す。また、有識者や実践者等の講演や、優れた取組の紹介等を併せて行い、学習機会を提供する。	生涯学習課
子どもの読書ボランティア指導者の養成 【継続】	一定の経験を積んだ読書ボランティアを対象に講座を実施し、活動に関する実践的アドバイスを行う指導者を養成する。	県立図書館
子どもの読書ボランティア指導者の派遣 【継続】	地域で活動する読書ボランティア等の依頼に応じて、養成した指導者を派遣する。	県立図書館
子どもの読書ボランティア指導者交流会 【拡充】	指導者同士がネットワークを構築するとともに、相互に学び合う機会を提供する。	県立図書館
子どもの読書ボランティア指導者フォローアップ研修 【拡充】	読書ボランティア指導者を対象とした研修を実施し、その資質の向上を図る。	県立図書館
ボランティアセンターへの登録促進 【継続】	県及び市町のボランティアセンターへの登録や、図書館・学校等の各施設の読書ボランティア（団体）としての登録を促進する。	総合教育センター 各教育事務所
国の助成制度等の周知 【継続】	「子どもゆめ基金助成金」等の助成制度の周知に努め、読書ボランティア関係団体等が行う読書会・読み聞かせ活動の実施などへの活用を奨励する。	生涯学習課

■ 「読書ボランティア等活動交流会」



■ 「子どもの読書ボランティア指導者養成講座」と派遣事業案内



第3章 学校等における子どもの読書活動の推進

1 幼稚園・保育所における読書活動の推進

幼稚園、保育所の役割

幼稚園、保育所等は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

現状と課題

幼稚園や保育所では、読み聞かせの他、*パネルシアター、*ストーリーテリングなどをとおして、子どもたちが絵本や物語などに親しみ、興味や想像力を養い、言葉を豊かにするなど、発達の段階に応じた心身の成長を促すよう努めています。

こうした活動がより積極的に行われるようになるために、幼稚園・保育所の教員・保育士が、乳幼児期における絵本等との関わりや読み聞かせ等の重要性を理解するための学習機会を設けるほか、幼稚園・保育所等に絵本コーナーの設置を働きかけるなど、子どもたちの身近なところに本がある環境作りに努める必要があります。

〔施策の方向〕

(1) 保育内容の充実

- ① 市町児童福祉行政（保育行政）事務担当者会議や民間保育園長会議等において、各保育所が作成する「指導計画」の中に、子どもが本に親しむことの大切さやその機会を多く提供することを取り入れるよう促します。

(2) 研修の充実

- ① 新規採用幼稚園教諭研修において、幼児期に絵本や物語に親しむことや、楽しさを味わうことの大切さ、読み聞かせの工夫等を学び、教員の指導力の向上を図ります。

(3) 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と図書の整備

- ① 遊びの中で絵本に親しむような保育環境の工夫や絵本コーナーの設置など、絵本が幼児の身近にあり、安心して触れることのできる環境づくりを促します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
新規採用幼稚園教諭研修 【継続】	公立・私立の新規採用幼稚園教諭を対象に、年間9日行う園外研修の中で、教員の資質向上を図る。	総合教育センター 文書学事課

〈用語解説〉

* パネルシアター

観客の正面に大きなパネルを置き、絵人形をパネルの上にはりつけたりはずしたりしながら、物語の内容にそった場面を演じる、動く紙芝居のようなもの。

* ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて語り聞かせること。

2 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

学校の役割

小学校・中学校・高等学校では、子どもが生涯にわたり読書に親しむ習慣を形成するため、子どもたちが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことのできる環境を整備し、適切な支援を行います。また、子どもたちが読書の量だけでなく、読書の質を高めていくことができるよう、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた読書指導を行います。

子どもの読書習慣を形成する上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

(1) 児童生徒の読書習慣の確立

現状と課題

児童生徒を読書に親しませ、読書習慣を身に付けさせることは、論理的な思考力やコミュニケーション能力、感性や情緒の基盤となる言語力を育成する観点からも重要です。児童生徒が読書習慣を確立し、自主的・自発的な読書を行うためには、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、それぞれ児童生徒の発達の段階に応じた読書意欲を喚起する取組を継続・発展させ、読書活動を推進していく必要があります。

栃木県においては、「朝の読書」等の全校一斉読書をはじめ、読書会や読み聞かせ、*ブックトーク、*アニメーションなど、学齢や学校の実態に即した取組を行っています。また、学校図書館を中心として、必読図書の推薦やブックリストの作成、図書館だよりの発行など、生徒への継続的な働きかけを行っています。

そのような中、平成25年5月に国が示した第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても指摘されているように、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向が見られます。本県においては、1か月に1冊も本を読まない「不読率」が、小学生9.8%、中学生22.8%、高校生59.5%（「平成24年度子どもの読書活動に関する実態調査」）となっており、より多くの読書機会の提供や読書の習慣化が課題となっています。

望ましい読書習慣が、児童生徒の人格の形成に大きな役割を担うことから、これまでの学校ごとの取組を支援するばかりでなく、家庭や地域と連携し、県全体として児童生徒の読書活動を推進していくことが必要です。また、引き続き「朝の読書」等の一斉読書運動をはじめ、読書会やブックトークなど児童生徒の発達の段階に応じた様々な取組を通じて、望ましい読書習慣の確立や読書意欲の喚起を図っていくことも肝要です。

そのためには、小・中・高校生が各地域において相互に関わる読書活動の場を作るなど、学校間で連携して行う取組に対して支援していくことや、児童生徒が異なる世代と本について語り合う機会を設けるなど、公立図書館や関係機関との連携を推進していくことが課題となっています。

また、スマートフォン等の携帯電子端末の普及などによる、近年の情報通信技術の発達が子どもの読書環境に与える影響は大きいことから、これらについての研究を進めていくことも今後検討されていくべき課題といえます。

〔施策の方向〕

(1) 学校における読書活動の取組に対する支援

- ① 児童生徒の読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内への普及に努めます。
- ② 「朝の読書」等の一斉読書運動をはじめ、児童生徒の発達の段階に応じた読書活動を推進するために、各学校の取組を支援します。
- ③ 家庭における読書習慣の形成を目指し、「家読（うちどく）」、「親子読書」等を推進します。
- ④ 学校図書館を中心とする読書環境を整備するよう、各学校の取組を支援します。

〈用語解説〉

* ブックトーク

テーマにもとづいて、数冊の本を順序立てて紹介すること。

* アニメーション

ゲーム的手法を使って本の世界を楽しむスペイン発祥の読書指導法です。アニメとはラテン語で魂・生命を意味し、子どもたちに読書の楽しさを伝え読む力を引き出すために開発された読書指導の手法。

(2) 学校図書館の機能の充実

- ① 児童生徒が望ましい読書習慣を確立し、自主的・自発的な読書活動を推進できるよう、読書センターとしての機能の充実を図ります。

(3) 必読図書・推薦図書等の選定やブックリスト作成の推進

- ① 児童生徒を対象とした必読図書や推薦図書の選定や、ブックリストの作成を推進します。

(4) 学校間や公立図書館・関係機関との連携の推進

- ① 児童生徒の読書の幅を広げ、読書の質を高めるために、読書活動についての異世代間交流の場を設けたり、発展的な読書活動の研究を進めたりするなど、学校間の連携及び公立図書館をはじめとする関係機関との連携を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及 【継続】	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター
学校図書館資料の整備 【継続】	児童生徒の読書経験を豊かにするために、様々な興味関心にこたえる学校図書館資料の整備に努める。	施設課 学校教育課
必読図書・推薦図書等の選定やブックリストの作成 【継続】	児童生徒を対象とした必読図書や推薦図書の選定、ブックリストの作成を推進する。	学校教育課
家読（うちどく）推進事業 【継続】	家読用におすすめの本を掲載した啓発資料「家読@とちぎ」を小・中学生に配付するほか、学校等へ掲載図書のセット貸出を行う。また、優れた実践事例等を紹介するフォーラムを開催することで、学校や図書館等の関係者や家庭への理解と普及に努める。	生涯学習課

■ 「親子読書」におすすめの本を紹介するコーナー ～県内小学校での実践事例より～



(2) 教科及び教科外における読書活動の充実

現状と課題

学校は、各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動など様々な教育活動を通じて、子どもの読書活動を推進する重要な役割を担っています。

今回の学習指導要領改訂においては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から言語活動の充実を重視していますが、その中でも「読書は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である」と示されています。

各学校では、国語科などの各教科や、総合的な学習の時間やロングホームルームなどの教科外の活動においても読書指導が行われています。また、読み聞かせや一斉読書の他、豊かな読書環境の提供のため、学校図書館に推薦図書コーナーを設けたり、推薦図書や必読図書を選定したりするなど多様な取組も見られます。今後も各学校の実情に応じてこれらの取組を継続するとともに、児童生徒の発達の段階に即して一層読書意欲の高揚や読書習慣の確立に向けた創意ある読書活動を展開していくことが求められています。

また、学校における読書活動をさらに推進させる上では、学校図書館の充実及び計画的な利用とその機能の活用を図ることが重要です。そのため、学校図書館については、教育課程の展開に寄与することができる資料センターとしての機能を発揮しつつ、児童生徒が主体的に学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を併せて発揮することが求められています。

【施策の方向】

(1) 学校における読書活動の取組に対する支援

- ① 各教科や総合的な学習の時間、特別活動などにおける学習活動の充実など、各学校の取組を支援するため、読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内への普及に努めます。

(2) 学校図書館の機能の充実

- ① 教科及び教科外において探究活動や調べ学習をはじめとする読書活動の充実に資するため、学校図書館の学習・情報センターとしての機能の充実を図ります。
- ② 司書教諭や学校司書が中心となって、校内における教職員の協力体制を構築し、教育課程の展開に寄与することができる学校図書館の在り方について共通理解を深め、学校図書館の利活用の活性化を図ります。

【関連施策・事業等の一覧】

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及（再掲）	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター
学校図書館資料の整備（再掲）	児童生徒の読書経験を豊かにするために、様々な興味関心に応える学校図書館資料の整備に努める。	施設課 学校教育課
県立学校図書館研究協議会の実施 【継続】	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課

(3) 教職員の意識高揚

現状と課題

子どもの読書活動を推進する上で、教職員は重要な役割を担っています。

現在、各学校では、教職員が多様な分野の本を推薦したり、本について語る場を設けたりすることにより児童生徒への啓発の機会としたりするなど、学校の実情に応じた取組が展開されています。このように、豊富な経験をもつ教職員が関わることにより、児童生徒が狭い範囲での読書にとどまらず、幅広い分野の本と出会えるような工夫も見られます。

読書に関しては、外発的な動機付けばかりでなく、児童生徒に内発的な動機付けをすることが重要です。そこで、読書活動を推進するため、教職員の一層の意識の高揚が必要となります。また、児童生徒の読書の幅を広げることや、読書の質を高めることが課題となっており、そのためにも、教職員が読書に関する様々な情報を入手したり、読書指導や読書活動についての基本的理解を深めたりすることにより、指導力を高めることも課題となっています。あわせて、これらの課題に対応するため、各学校においては、司書教諭や学校司書を中心に、すべての教職員が連携し、校内の協力体制を構築していくことが求められています。

〔施策の方向〕

(1) 読書指導に関する教職員の協力体制の確立と研修の充実

- ① 県立学校図書館研究協議会や、学校図書館司書研修の機会を通じて、司書教諭や学校司書を中心とした校内の協力体制の確立に努めます。
- ② 小学校・中学校・高等学校教育研究会の国語部会や図書館部会への情報提供や指導・支援の機会を通じて、読書指導に関する教職員の意識の高揚を図ります。
- ③ 学校図書館を中心とする読書環境を整備するよう、各学校の取組を支援します。
- ④ 総合教育センターでは、教職員を対象とした研修等を通じて、学校図書館にかかわる教員の資質向上を図ります。
- ⑤ 総合教育センターの業務の一環として、各学校や学校図書館部会等からの依頼に応じて、読書指導等に関する講話を行います。
- ⑥ 県立図書館は、図書館等職員、学校図書館関係者の資質の向上を図るため、児童サービス研修をはじめとした各種研修会を栃木県公共図書館協会と連携して実施します。

(2) 学校における読書活動の取組に対する支援

- ① 児童生徒の読書活動への取組を支援していくため、学校図書館の活用や読書活動の推進に関する方策を学校関係者に周知し、意識の高揚を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及 (再掲)	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター
学校図書館の情報化の推進 【継続】	高等学校教育研究会図書館部会等と連携し、学校図書館担当の教員や司書教諭、学校司書を対象とした情報機器の講習会を開催する。	学校教育課
県立学校図書館研究協議会の実施(再掲)	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課

施策・事業名	概要	担当部署
学校図書館研修 【継続】	学校図書館の在り方について、基礎的な理論と実践的な内容・方法を理解することを通して、学校図書館にかかわる教員の資質向上を図る。	総合教育センター
カリキュラムセンター業務 【継続】	総合教育センター内にあるカリキュラムセンターの業務の一環として、各学校や学校図書館部会等からの依頼に応じて、読書指導等に関する講話を行う。	総合教育センター
図書館等職員研修 (再掲)	図書館等職員、学校図書館関係者の資質の向上を目的とした研修を行う。	県立図書館 (栃木県公共図書館協会)

■教職員による読み聞かせ風景 ～県内小学校での実践事例より～



■読書環境整備の工夫（コーナー作り、展示の例） ～県内小学校での実践事例より～



(図書委員が作るおすすめ図書コーナー)



(人権週間にちなんだ展示)



(歯の衛生週間にちなんだ展示)

(4) 障害のある子どもの読書活動の支援

現状と課題

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状況に応じた読書活動の支援が必要です。

現在、各学校においては、障害の状況や発達段階に応じて、各教科や特別活動等を通じ、子どもの読書活動を支援しています。今後ますます地域との連携や交流活動を通じて、幅広い読書活動の機会を提供することが求められています。

障害の状況に応じた読書環境の整備や、図書情報の充実、家読（うちどく）の推進が課題となっています。

〔施策の方向〕

(1) 特別支援学校における障害の状況に応じた読書活動の推進

- ① 障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状況に応じた選書や環境の整備、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により、読書活動の推進を図ります。
- ② 読書週間や読書の時間の設定、読書感想文コンクールへの参加等を通じ、本に触れる機会を増やし、家読（うちどく）を含めた読書活動の促進に取り組みます。
- ③ *視覚障害教育情報ネットワークの活用などにより、点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。

(2) 特別支援学校図書館における地域との連携

- ① 読み聞かせボランティアや点字ボランティア等の人材を活用することにより、地域との連携を深めます。
- ② 特別支援学校がセンター的機能を発揮して、障害の状況や発達段階に応じた特別支援学校の図書の情報提供や貸出を行うなど、地域支援の充実を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及（再掲）	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター
特別支援教育の指導充実 【継続】	読書活動をとおして、児童生徒一人一人の個性を生かし、豊かな人間性の育成を図る。	特別支援教育室
特別支援学校センター的機能の充実 【継続】	特別支援学校がセンター的機能を発揮し、障害の状況や発達段階に応じた図書の情報提供や貸出を行うなど、地域支援の充実を図る。	特別支援教育室
交流教育の推進 【継続】	読み聞かせや朗読、読書会など、本を中心とした交流活動を設け、特別支援学校の児童生徒と、小・中学校、高等学校及び地域の人々との多様な交流を推進する。	特別支援教育室

〈用語解説〉

* 視覚障害教育情報ネットワーク

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営するインターネット上のサイト。
視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や視覚障害関連機関の情報交換を行う。

(5) 学校図書館等の整備・充実

現状と課題

学校図書館には、児童生徒の自由な読書や読書指導の場として、豊かな心をはぐくむための「読書センター」としての機能や、児童生徒の主体的な学習に対応できるような「学習・情報センター」としての機能等が求められています。そのような中において、学校図書館は文化的な雰囲気のある空間づくりを目指し、図書のパ架を工夫したり、読書や調べ学習のためのスペースを作ったりして、環境の整備に努めています。

また、社会の*IT化が進み、学校においても*ICT教育が推進されていく中で、学校図書館の果たす役割はますます大きなものとなってきています。児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習などが行われる中で、教育課程の展開に寄与できるよう、その機能を十分に発揮できるような工夫が求められています。そのためにも、図書資料のデータベース化を促進するとともに、コンピュータを利用した調べ学習や、マルチメディアを活用した学習ができるような環境を整えていくことが課題となっています。県立学校においては、学校図書館の学習・情報センター化を推進するため、*校内LANの整備に努め、図書資料のデータベース化を推進しています。さらに、県立学校間情報ネットワークの整備や、*県立図書館書誌データダウンロードシステムの運用により、学校図書館が有する情報の適切な管理も重要になっています。

公立小・中学校における*学校図書館図書標準については、100%以上を達成している学校が、小学校で82.6%（全国平均56.8%）、中学校で68.1%（全国平均47.5%）であり（平成24年度「学校図書館の現状に関する調査」：平成24年度5月1日現在の図書標準達成学校数の割合）、着実にその割合を高めているものの、特別支援学校の小学部・中学部を含め、公立小・中学校においては、今後、図書資料のなお一層の充実を図っていく必要があります。

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、学校図書館に関わる教職員が連携・協力し、その機能の充実を図っていくことが必要です。各学校においては、学校図書館を中心として、図書委員会による活動や、教職員や児童生徒自らが推薦する本の紹介、必読・推薦図書の選定、読書会の開催など様々な活動を行っています。学校図書館法により、12学級以上の全ての学校に司書教諭を置くこととなっており、本県ではすでに達成していますが、今後は、各学校の取組を充実させるため、学校司書（学校図書館担当職員）と司書教諭の適切な配置と一層の資質の向上が課題となっています。

その他、学校図書館の機能を十分に生かすために、他校の図書館や公立図書館などとのネットワーク化を図っていくことも重要となります。

- 学校図書館の利用風景
- ～県内小学校での実践事例より～
- （切り紙の本から学ぶ「切り紙教室」）



〈用語解説〉

- * IT
コンピュータ等を用いて情報処理を行う科学技術のこと。「IT」はInformation Technologyの略。
- * ICT教育
コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術を活用した教育のことで、パソコンやインターネット、電子黒板やタブレット型PC等が活用されている。「ICT」はInformation and Communication Technologyの略。
- * 校内LAN
ケーブルや無線等により、学校の中にあるコンピュータや通信機器、プリンタ等を接続し、データのやりとりを行うネットワークを形成するもの。「LAN」はLocal Area Networkの略。
- * 県立図書館書誌データダウンロードシステム
県立図書館の書誌データを県立学校が活用することができるシステム。学校図書館の図書資料のデータベース化の促進を図り、県立学校図書館蔵書管理検索システムの円滑な運用に効力を発揮している。
- * 学校図書館図書標準
公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示すもの。学級数に対しての蔵書冊数が示されており、平成5年3月に定められた。

〔施策の方向〕

- (1) 学校図書館の環境整備の促進と多様な読書活動の推進
 - ① 学校図書館の施設や環境についての先進的な事例を紹介します。また、各学校において多様な読書活動の推進が図られるよう、実践事例の収集と普及に努め、読書指導や図書館活動への取組を支援します。
- (2) 学習・情報センターとしての学校図書館の充実
 - ① 学校図書館が、学習・情報センターとして円滑に機能するよう、県立学校においては、校内LANの整備・充実に努めます。校内LANの整備に伴い、図書資料のデータベース化の推進を図ります。
 - ② 児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習を推進するため、図書の排架の工夫や、適切な資料選択の方法、環境の管理などについて、情報交換や協議を行う機会を設けます。
- (3) 学校図書館における情報や図書資料の適切な管理の推進
 - ① 県立学校間情報ネットワークの整備や、県立図書館書誌データダウンロードシステムの円滑な運用など、学校図書館の情報化の促進を図ります。
- (4) 学校図書館の開放
 - ① 県立学校について、休業日においても地域のボランティア等の協力を得ながら適切に学校図書館の開放が進むよう、研究を推進します。
- (5) 学校図書館の図書等の整備
 - ① 公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の購入に要する経費については、地方交付税に基づき措置されているため、各市町において、学校図書館図書標準に基づき計画的な整備が図られるよう促します。
- (6) 司書教諭と学校司書の適切な配置と資質の向上
 - ① 司書教諭を学校図書館に適切に配置するために、引き続き司書教諭講習への教職員の派遣を実施し、司書教諭の有資格者の育成に努めます。また、県立学校においては、学校司書の適切な配置に努めます。
 - ② 市町立学校の学校司書の配置を促します。
 - ③ 司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の役割等について理解を図ります。職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。
 - ④ 司書教諭と学校司書の資質向上を目指し、研修会を実施します。小学校・中学校・高等学校教育研究会図書館部会や総合教育センターとの連携を強化し、学校図書館の学習・情報センター化にも対応できるよう、レファレンスや情報活用能力の育成のための研修を充実させます
- (7) 公立図書館との連携
 - ① 学校への図書資料の貸出を引き続き推進するとともに、公立図書館と学校図書館の連携の在り方に関する研究を推進します。

- 学校図書館と公立図書館の連携
～県内小学校での実践事例より～
(学校図書館内の
公共図書館からの貸出本コーナー)



〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及（再掲）	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター
*県立学校図書館蔵書管理検索システムの円滑な運用の促進 【継続】	学校図書館における蔵書管理及び検索システムを構築するとともに、円滑な運用を目指すよう支援を図る。	学校教育課 施設課
県立図書館書誌データダウンロードシステムの円滑な運用 【継続】	学校図書館が県立図書館の書誌データをダウンロードし、それにより、学校図書館蔵書管理システムの円滑な運用を図る。	学校教育課 県立図書館
学校図書館の情報化の推進（再掲）	高等学校教育研究会図書館部会等と連携し、学校図書館担当の教員や司書教諭、学校司書を対象とした情報機器の講習会を開催する。	学校教育課
学校図書館における学習・情報センター機能の充実 【継続】	コンピュータ等を利用した調べ学習や、マルチメディアを活用した学習ができるように環境整備を推進する。	学校教育課 施設課
司書教諭講習への計画的な教員派遣 【継続】	大学で実施される司書教諭講習へ教員を計画的に派遣し、有資格者の育成・確保を図る。	教職員課 学校教育課
学校図書館司書新任者研修 【継続】	学校司書新任者を対象に学校図書館を運営していく上での実務等について研修を実施し、資質の向上を図る。	教職員課
学校図書館研修（再掲）	学校図書館の在り方について、基礎的な理論と実践的な内容・方法を理解することとおして、学校図書館にかかわる教員の資質向上を図る。	総合教育センター
県立学校図書館研究協議会の実施(再掲)	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課
学校等への資料提供の促進 【継続】	学校等への資料提供の促進を図るとともに、より利用しやすい貸出手段について検討する。	県立図書館

〈用語解説〉

* 県立学校図書館蔵書管理検索システム

県立学校では、校内LANの整備に伴い、学校図書館の蔵書管理及び検索システムとしてCASAⅢを導入している。これまで独自のシステムを開発してきた学校もあったが、県立学校として共通のシステムを導入することにより、円滑な蔵書管理及び検索、学校間の連携等が可能となった。

第4章 子どもの読書活動推進体制の整備

1 本県における推進体制の整備

現状と課題

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組が必要です。学校、図書館などの関係機関、読書ボランティア、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、取組を推進していくための総合的な推進体制を引き続き整備することが求められています。

また、県と市町がそれぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制を強化し、各種情報の交換等を促進していくことが肝要です。特に、市町は身近な地方公共団体としてその役割は重要であり、それぞれの地域の実情に応じて子どもの読書活動の推進に関わる様々な事業を実施しています。市町において、さらに子どもの読書活動推進体制を整備するためには、市町相互の連携・協力体制の一層の充実を図ることが期待されます。

さらに、県民に対して、県内及び全国の子どもの読書活動に関する情報を収集、提供するとともに、相談に応じる体制の整備と充実が必要とされています。

〔施策の方向〕

(1) 総合的な連携・協力体制の整備

- ① 子どもの読書活動の推進に向け、県、市町、学校、図書館、民間団体等との具体的な連携・協力を図るため、「栃木県子どもの読書活動推進協議会」を引き続き設置します。
- ② 県の推進計画の進捗状況について、進行管理を行うとともに、各年度ごとの子どもの読書活動の推進状況を調査します。

(2) 県と市町間及び市町間相互の連携・協力体制の整備

- ① 県立図書館は、栃木県公共図書館協会と連携して、県立図書館と市町立図書館等との連携・協力体制の強化に努めるとともに、市町立図書館等相互の連携・協力体制の一層の充実を目指して、必要な指導や助言及び連絡調整を行います。
- ② 市町の「子ども読書活動推進計画」の策定を促すとともに、市町や学校における推進体制の整備や具体的な事業、啓発・広報等についての情報交換や協議を行うため、市町の子どもの読書推進担当者及び各学校の学校図書館担当者の連絡会議を開催します。

(3) 各種情報の収集、提供、相談

- ① 県立図書館は、子どもの読書活動に関する総合的な案内窓口として、資料及び情報を収集し提供するとともに、県民からの相談に応える体制を整えます。
- ② 様々な子どもの読書活動に関する情報への窓口となる「子ども読書活動推進ホームページ」を開設します。
- ③ 家読（うちどく）等、学校や図書館等で同じ目的を持って推進する取組について、実践機関等同士のネットワークの形成を目指します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
栃木県子どもの読書活動推進協議会の設置 【継続】	子どもの読書活動に関する具体的な連携・協力方策等を協議し、県内の総合的な読書活動の推進を図る。	生涯学習課
市町学校等子どもの読書推進担当者会議 【継続】	市町や学校における推進体制の整備や具体的な事業、啓発・広報等についての情報交換や協議を行う。	生涯学習課
読書活動支援室の充実（再掲）	読書ボランティアや学校関係者等、子どもの読書活動推進関係者に対し、情報提供・支援を行う。また、先進的な取組の研究及び普及を図る。	県立図書館
子どもの読書活動推進に関する情報提供 【継続】	県内外の子どもの読書活動に関する情報を収集し、ホームページ等を活用した情報提供を行う。	生涯学習課 県立図書館

2 図書館間等の連携・協力の推進

現状と課題

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館や市町立図書館、学校図書館、大学図書館、さらに関係機関を交えて相互に連携・協力していくことが大切です。

「栃木県図書館総合目録」の運用と、県立図書館協力車の巡回回数増加により、県内市町立図書館及び公民館図書室の資料の相互貸借点数が増加しています。子どもが本と出会う機会を増やすため、より一層の連携・協力を推進していくことが引き続き課題となっています。

〔施策の方向〕

(1) 図書館間等の連携・協力

- ① 県立図書館・市町立図書館・公民館図書室間における、資料の相互貸借、レファレンスサービスにおける相互協力により、資料を利用する機会の拡充に努めます。
- ② 県立図書館・市町立図書館と大学図書館等*類縁機関における相互貸借の利用を図ります。
- ③ 県立図書館は、県内外の類縁機関と連携し、情報提供の向上に努めます。
- ④ 県立図書館は、市町立図書館等が学校、幼稚園・保育所、保健所・保健センター等関係機関と連携・協力して行う、子どもの読書活動を推進するための取組に対し、必要な情報の提供に努めます。
- ⑤ 県立図書館は、学校等への資料提供を促進するとともに、資料貸出の有効的な手段等を検討します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
市町立図書館・公民館図書室との相互協力 【継続】	県立図書館協力車による市町立図書館・公民館図書室との資料相互貸借等の利用の促進を図る。	県立図書館
大学図書館等類縁機関との相互協力 【継続】	大学図書館等類縁機関との図書館資料相互貸借の一層の利用の促進を図る。	県立図書館
学校等への資料提供の促進（再掲）	学校等への資料提供の促進を図るとともに、より利用しやすい貸出手段について検討する。	県立図書館

〈用語解説〉

* 類縁機関

図書館と類似した、記録・情報の保存・伝達に関連のある施設・機関。公民館図書室、学校図書館、大学図書館、議会図書室、博物館資料室、試験・研究機関の資料室等。

3 読書ボランティア等民間団体等間の連携・協力の促進

現状と課題

県内には、ボランティアとして読み聞かせ等を行っている団体等が数多く活動しています。これら民間団体等が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させ、ひいては子どもの読書活動の一層の推進に資することとなります。

民間団体間の連携・協力の促進を図るため、引き続き自主的な読書ボランティア等のネットワークの充実・強化を図ることが肝要です。

〔施策の方向〕

(1) 読書ボランティア等ネットワークの充実・強化

- ① 県立図書館は、読書ボランティア等ネットワークの窓口として、密接に情報交換・収集・発信を行い、民間団体間の連携・協力の促進を図ります。
- ② 読書ボランティア等ネットワークを活用した交流会、研修会、講座等の開催を促進するために、「子どもゆめ基金助成金」等の助成制度の活用を奨励します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動支援室の充実（再掲）	読書ボランティアや学校関係者等、子どもの読書活動推進関係者に対し、情報提供・支援を行う。また、先進的な取組の研究及び普及を図る。	県立図書館

第5章 子どもの発達の段階に応じた効果的な取組の推進

1 子どもの発達の段階に応じた読書活動の推進

現状と課題

「栃木県子どもの読書活動推進計画」第一期及び第二期の10年間の取組により、小・中学生の読書量については増加してきました。一方で、学校段階が進むにつれ子どもたちの読書離れが顕著になる傾向があり、特に高校生の不読率が高いことや、たくさん本を読む子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることなどが課題となっています。

これまで発達段階に応じて様々な取組が行われてきましたが、今後は乳幼児の頃の本との出会いから成人するまでを一連の流れととらえ、県内のすべての子どもが生涯にわたる読書習慣を形成していけるよう、きめ細かな支援を行うことが求められています。一人一人の子どもたちが成長の過程でその子に適した本と出会い、成長とともにより質の高い読書に移行していけるよう、家庭、学校、図書館等、それぞれの立場で効果的な取組が行われるよう働きかけを行う必要があります。

【施策の方向】

(1) 図書館、学校等における環境整備

- ① 子どもたちが成長の過程でそれぞれに適した本を手にとることができるよう、図書館、学校図書館等の環境整備を推進します。

(2) 子どもの読書活動推進を担う大人への学習機会の提供

- ① 「親学習プログラム」普及・定着事業、図書館等職員研修、学校図書館研修といった学習機会を通じて、家庭、学校、図書館等、それぞれの立場で効果的な取組が行われるよう働きかけます。

【主な取組の例】

これまで第1章から第4章までで述べてきた家庭、地域（図書館、読書ボランティア等）、学校等で行う主な取組について、子どもの発達の段階ごとにまとめます。

ブックスタート					読書を通じて人間として成長し、豊かな人生を実現する
読み聞かせ	—————→				
ストーリーテリング	—————→				
	ブクトーク	—————→			
	学校での読書指導	—————→			
	朝の読書	—————→			
		YAサービス	—————→		
家読(うちどく)	—————→				
乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人	
<ul style="list-style-type: none"> ・本と初めて出会う。 ・耳からの読書で脳が発達する。 ・保護者と一緒にもた幼稚園・保育所で絵本に親しむ。 ・絵本を通じて生活習慣を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本のほか、物語や様々なジャンルの本に親しむようになる。 ・調べ学習等で知識や情報を得るための読書について学ぶ。 ・自主的な読書習慣が身に付き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けの本から大人の本に移行し始める。 ・本を読むことで将来の夢や目標を見つける。 ・知識や情報を得るための手段としての読書をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自我や価値観が発達し、自主性に任せられる読書をするようになる。 ・読書を通じて将来や進路について考え、社会に参画するための思考力や判断力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書を通じて生涯にわたり学び続ける。 ・次世代に読書の意義を伝える。 	
読書を通じて豊かな心や生きる力をはぐくむ					

2 高校生の読書活動の推進

現状と課題

学校段階が進むにつれて子どもたちの読書離れが進む傾向が見られることは、全国的に共通する課題ですが、本県では、特に高校生の不読率が高いことが課題となっています。しかしながら、平成24年度の「子どもの読書活動に関する実態調査」（以下「実態調査」）の結果によると、読書を嫌いであると回答している本県高校生は、全体の僅か3%に過ぎず、本県の高校生は決して読書が嫌いな訳ではなく、潜在的な読書意欲があることがうかがえます。

実態調査では高校生が本を読まない理由について調査しており、「マンガや雑誌を好む」「テレビ・DVD等本以外のメディアを好む」「携帯電話に時間を使う」「勉強や部活で忙しい」といった高校生の生活の姿が浮かび上がります。また、「読みたい本がない」という回答も小中学生と同様に多く挙げられています。

本県の高校生が本を嫌いではないことから考えると、おすすめ本の紹介等の働きかけできっかけを得ることにより、読書の楽しみを知るようになる可能性があると言えます。さらに、マンガや雑誌を好む層についても、書物に親しむ習慣があることから、魅力的な本と出会うことによって、より質の高い読書に移行する可能性があります。

義務教育を終えた後、子どもたちは将来について深く考え、生き方を選択するための出発点となる時期にさしかかります。この時期の読書は、社会に参画するための思考力や判断力を身に付けるために極めて有効です。高校生の自発的な読書活動の実現のために、小中学生時代に培った読書習慣を定着させ、読書の幅を広げていくための働きかけを行い、与えられた本を読む読書から自主的で質の高い読書に移行していくための支援が必要とされています。

〔施策の方向〕

(1) 高校生世代の自主的・自発的な読書活動の推進

- ① この世代は、同世代同士のコミュニケーションから新しい世界への興味や関心を高める時期であることから、高校生による読書活動推進リーダーを育成し、自主的・自発的な読書活動の推進を図ります。
- ② *ビブリオバトル等、先進的な取組の紹介を行います。
- ③ 各地域や学校間で連携して行う読書交流会等の取組を支援します。

(2) 公立図書館と学校等の環境整備及び連携・協力の推進

- ① 高校生が実際に本を手にとることができるよう、図書館、学校図書館等の環境整備を推進します。
- ② 公立図書館と学校間の連携・協力を推進し、地域間や学校間での交流の場を設けたり、先進的な読書活動の事業を進めたりすることで、高校生が読書に親しむ機会の拡大を図ります。
- ③ 県立図書館では学校等に対する資料や情報の提供に努め、環境整備を支援します。

〈用語解説〉

* ビブリオバトル

書評合戦。各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
高校生読書活動推進リーダーの育成 【新規】	高校生による読書活動推進リーダーを育成し、自主的・自発的な読書活動の推進を図る。	生涯学習課 県立図書館
高校生向けブックリストの作成・配付 【新規】	読書活動推進リーダーが同世代に向けて本を紹介するブックリストを作成し、配付する。	生涯学習課 県立図書館
高校生向けブックリスト掲載図書の設定貸出 【新規】	高校生が実際に本を手にとることができる環境を整備するため、ブックリストで紹介した本を学校図書館等へ貸し出す。	生涯学習課 県立図書館
高校生読書交流会の開催 【新規】	読書活動推進リーダーを中心に、ビブリオバトル等、先進的な事例等を取り入れた読書交流会を企画し、県内各地で開催する。	生涯学習課 県立図書館
中高生世代を対象とした取組の紹介 (再掲)	図書館におけるYAサービスや学校における読書指導及び図書館活動の参考となる先進的な取組の紹介を行う。	県立図書館
読書活動支援室の充実 (再掲)	読書ボランティアや学校関係者等、子どもの読書活動推進関係者に対し、情報提供・支援を行う。また、先進的な取組の研究及び普及を図る。	県立図書館
学校等への資料提供の促進 (再掲)	学校等への資料提供を促進するとともに、より利用しやすい貸出手段について検討する。	県立図書館
読書活動に関する実践事例の収集と普及 (再掲)	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター
県立学校図書館研究協議会の実施 (再掲)	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課

第6章 啓発・普及・広報活動の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・普及・広報活動

現状と課題

家庭、地域、学校等における子どもの読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、様々な機会を利用して理解の促進を図ることが必要です。

「子ども読書の日」（4月23日）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

子どもは読書する大人の姿に触発され読書意欲を高めます。子どもを取り巻く大人が読書活動に理解と関心を持つとともに、自ら読書に取り組むことが、自主的な読書態度や読書習慣を子どもが身に付ける上で重要であり、そのためには、今後「*こどもの読書週間」や「読書週間」などの機会に、より一層子どもの読書活動の推進に向けた社会的気運が高まるよう、引き続き啓発広報活動を実施することが求められます。

〔施策の方向〕

(1) 全県的な啓発広報の実施

- ① 市町、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等と広く連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の配布等を行い、「子ども読書の日」の周知を図ります。
- ② 図書館、公民館等のそれぞれの関係施設においても、子どもの自主的な読書活動を推進する事業を実施するよう努めます。
- ③ 市町においても、子どもの自主的な読書活動を推進する事業が活発に実施されるよう促します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
「子ども読書の日」にちなんだ展示等 【継続】	絵本、児童書や、子どもの読書活動推進に関わる関係者を対象とした資料等を展示紹介し、啓発に努める。	県立図書館

〈用語解説〉

* こどもの読書週間

公益社団法人読書推進運動協議会が主催し、4月23日～5月12日を期間として、子どもの読書活動を推進するために設けられている。

2 各種情報の収集・提供

現状と課題

多くの人々が、子どもの読書活動の実態や、国、県、市町村や学校、図書館、民間団体等における様々な事業や取組などに関する情報に容易に接し、活用することができるようにすることは、子どもの読書活動に対して広く県民の興味や関心を引き出すとともに、子どもの読書活動に携わる人たちに対しては、その意欲をより高め、活動の活性化へと導くこととなります。

県立図書館では、「子どもの読書活動支援情報」ホームページを開設し、県内公立図書館等での子どもの読書活動に関する取組についての情報や関連資料を提供しています。また、教育放送番組等を活用し、読書の意義を伝え、県内での子どもの読書活動推進の取組事例を紹介してきました。引き続き、各種情報の収集と提供に努めることが必要です。

〔施策の方向〕

(1) 広範な情報の収集

- ① 「栃木県子どもの読書活動推進協議会」において、子どもの読書活動に係る情報を幅広く収集するしくみを検討します。
- ② インターネット上の文部科学省や関係機関・団体等のホームページと県の「子ども読書活動推進ホームページ」をリンクさせて情報の収集を図ります。
- ③ 総合教育センターが行う「栃木の子ども生活状況調査」などをとおして、子どもの読書活動の実態を把握します。
- ④ 総合教育センターは、学校や地域で行われている読書活動の効果的な実践事例を調査研究します。
- ⑤ 県立図書館は、県内外の子どもの読書活動に関する情報を収集し、ホームページ等を活用した情報提供を行います。

(2) 各種媒体による情報の提供

- ① 「子ども読書活動推進ホームページ」により、子どもの読書活動の実態や、国、県、市町や学校、図書館、民間団体等における様々な事業や取組、優良図書などの各種情報を提供します。
- ② 県立図書館は、子どもの読書活動に関する総合的な案内窓口として、各種情報の提供に努めます。
- ③ 県及び県教育委員会が企画し、制作・放送を行っている放送番組等において、「読書」をテーマとした番組を放送し、読書の重要性や効用についてPRに努めます。
- ④ 県教育委員会で発行している広報誌等において、子どもの読書の意義や重要性の周知、読書活動推進の優れた実践事例の紹介等に努めます。
- ⑤ 総合教育センターは、県内の各学校から収集した読書指導や学校図書館活動に関する事例の情報をホームページから発信するとともに学校図書館研修等で提供します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
子どもの読書活動推進に関する情報提供 (再掲)	県内外の子どもの読書活動に関する情報を収集し、ホームページ等を活用した情報提供を行う。	生涯学習課 県立図書館
教育放送番組等の制作・放送 【継続】	読書活動のモデルとして参考になる事例を紹介する。	総務課 (広報課)
広報誌等の発行 【継続】	「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動や県立図書館主催行事の案内等、読書の啓発、機会提供を行う。	総務課
総合教育センターホームページにおける教育情報の発信 【継続】	県内の各学校から収集した読書指導や学校図書館活動に関する事例の情報を、総合教育センターのホームページ「とちぎ学びの杜」から発信する。	総合教育センター
学校図書館研修等における教育情報の提供 【継続】	総合教育センターで行う学校図書館研修等で、県内の各学校から収集した読書指導や学校図書館活動に関する事例の情報を提供する。	総合教育センター

3 優れた取組の奨励・優良な図書を紹介

現状と課題

子どもの読書活動の推進に関して、優れた取組等を行っている学校、図書館、実践団体等を表彰したり、優良な図書の推奨・普及を図っています。

表彰することは、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く県民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるもので、意義あることです。今後も、これらの取組はもとより、広く優れた取組事例を紹介し、奨励していくことが必要です。

また、子どもたちが発達の段階の中で、より多くの優良な図書に接することは大変有意義です。優良な図書の選定・推奨を行ったり、ブックリスト等を作成したりすることは、子どもたちが本を手取るきっかけ作りとして有効です。

〔施策の方向〕

(1) 優れた取組の奨励

- ① 子どもの読書活動を推進するため、*国、県等の表彰制度により、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、実践団体及び個人を表彰し、その取組の奨励を図ります。
- ② 国、県等の表彰制度により表彰された優秀実践学校・図書館・団体（個人）等の取組を、広く県民に紹介することにより、その取組の普及・拡大を図ります。
- ③ 総合教育センターは、幼児教育の関係者、学校の児童・生徒、及び教職員や保護者、読書ボランティア等から、読書活動によって人と人との心のつながりが生まれた体験談を募集し、体験談集として各学校、図書館等へ紹介することなどにより、読書活動の奨励を図ります。

(2) 優良な図書の推奨・普及

- ① 学校、図書館、団体等における優良な図書を紹介するブックリスト等の作成を促します。
- ② 作成したブックリスト等は、県民への積極的な周知を図る等、効果的な活用を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
優れた取組に対する表彰 【継続】	国、県等の表彰制度により、優れた実践を行っている学校、図書館、実践団体及び個人を表彰し、その取組の奨励・普及・拡大を図る。	学校教育課 生涯学習課
ブックリスト等による優良な図書の紹介 【継続】	子どもの発達の段階に合わせ、ブックリスト等の啓発資料等を作成する。	生涯学習課 県立図書館

〈用語解説〉

* 国、県等の表彰制度

国の表彰制度には、「読書活動優秀実践校表彰」「子どもの読書活動優秀実践図書館表彰」「子どもの読書活動優秀実践団体（個人）表彰」の3種がある。

また、県の表彰制度には、「教育功労者、優良学校及び優良団体表彰」がある。

4 総合的な啓発活動の推進

(1) 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動による啓発

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動の概要

子どもの読書離れには、大人のライフスタイルの変化が影響している面も少なからず見られます。子どもの主な生活空間である家庭、地域、学校において、子どもが日常的に本に接することができるような環境を整備するとともに、大人に指示されるのではなく、子どもが主体的に読書する習慣を身に付けていけるように、大人自らが本に親しむことも大切なことです。

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動は、家庭、地域、学校が一丸となって、豊かな心をもつたくましい栃木の子どもを育てるために、平成11年度から展開している青少年の健全育成を目的とした運動です。また、平成15年度からは、「*とちぎ心のルネッサンス」運動の中核として、平成23年度以降は「心豊かでたくましいとちぎの青少年を育成する県民運動」の中核としても進められています。

子どもたちの豊かな心や創造力をはぐくむことを期待して、運動の3つの実践指標の1つとして「『本の時間』をつくろう。」を明示し、各家庭や地域で子どもとともに本に親しむことの大切さを訴えています。

〔施策の方向〕

(1) ポスター等を活用した啓発活動

- ① ポスター等を県内の国公立の幼稚園・保育所から高等学校までの各学校等に配付し啓発に努めるとともに、各学校等をとおして各家庭や地域における運動の実践を働きかけます。
- ② とちぎ未来づくり財団に協賛する事業所や民間団体へのポスター等の配付をとおして運動の定着に努めます。

(2) フォーラム等を通じた呼びかけ

- ① 各市町の健全育成運動等との連携により実施している「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動フォーラムは、これまでに県内すべての市町で実施してきましたが、今後も、このような地域における運動の活性化に向けた啓発に努めます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動 【継続】	「『本の時間』をつくろう。」を運動推進の実践指標の一つとして、ポスター等の配付をとおした大人への啓発活動を行う。	生涯学習課

■ 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動 H25啓発ポスター



〈用語解説〉

* 「とちぎ心のルネッサンス」運動（平成15年度～平成22年度）

活力と美しさに満ちた21世紀の“とちぎ”創りを目指し、心豊かでたくましい青少年を地域全体で育むために、すべての県民が心をつなげて取り組む県民運動です。

* 「心豊かでたくましいとちぎの青少年を育成する県民運動」（平成23年度～）

「とちぎ心のルネッサンス」運動の取組を継承、発展させながら、大人の子育てにかかわる基本理念、行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえた県民運動です。

(2) 栃木県読書推進運動協議会との連携による啓発

栃木県読書推進運動協議会の概要

栃木県読書推進運動協議会は、図書館及び読書に関係する諸団体が連携して、総合的に読書の普及を図り、栃木県の読書運動を推進することを目的として次のような事業を行っています。

- ・ 読書推進運動に必要な研究会、講演会などの開催
- ・ 読書週間行事の開催
- ・ 読書推進運動のための印刷物の配布
- ・ 図書館設置普及運動
- ・ その他読書推進運動に関する事業

栃木県読書推進運動協議会と連携して各種事業を進め、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの積極的な読書意欲を高めます。

〔施策の方向〕

(1) 栃木県読書推進運動協議会との連携事業の実施

- ① 県立図書館は栃木県読書推進運動協議会と連携し、総合的な啓発活動を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
優良読書グループの表彰・全国表彰への推薦 【継続】	優れた実践を行っている読書グループを表彰、または全国表彰へ推薦し、その取組の奨励・普及・拡大を図る。	県立図書館 (栃木県読書推進運動協議会)
子どもの読書週間ポスター等広報資料による啓発 【継続】	子どもの読書週間ポスター等広報資料を配付し、その啓発を図る。	県立図書館 (栃木県読書推進運動協議会)
「読書グループ大会」等の開催 【継続】	一般県民や読書グループを対象とした合同読書会や講演会等を開催し、読書の普及を図る。	県立図書館 (栃木県読書推進運動協議会)

(3) 「家庭の日」との連携による啓発

「家庭の日」の概要

青少年の健全育成において家庭の果たす役割は重要であるため、家族がともに過ごす時間を作り、絆を深めるきっかけづくりとして、毎月第3日曜日を“ふれあい育む「家庭の日」”と定め、普及・啓発に努めています。

〔施策の方向〕

(1) 「家庭の日」と連携した啓発活動

- ① “ふれあい育む「家庭の日」”の普及・啓発の中で、家族みんなによる読書を提案し、家読(うちどく)推進事業と連携することで、総合的な啓発活動を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
ふれあい育む「家庭の日」 【新規】	家庭は、青少年が基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、人格を形成するうえで大きな役割を担う大切な場であることから、家族がともに過ごす時間を作り、絆を深めるきっかけづくりとして、毎月第3日曜日を“ふれあい育む「家庭の日」”と定め、各家庭における「家庭の日」の取組を推進する。	人権・青少年男女共同参画課